

議 長 | ただいまより平成16年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番佐齋議員、16番竹田議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、議案第15号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第24号平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を一括議題といたします。
議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
行財政課長。

行政財課長 | ただいま上程いただきました議案第15号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算(12回目)の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,852万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,334万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをごらんください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。

歳入では14款30項、歳出では12款34項にわたって、それぞれ1億1,852万9,000円の増額補正でございます。

事項別により説明をいたします。13ページをお開き願います。

歳入であります。

1款町税、1項町民税、1目個人301万2,000円の増。退職者の増及び修正申告に伴う増でございます。2目法人465万5,000円の減。水産加工、土木、金融関係

など、所得の減に伴うものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税 819万 3,000円の増。農業償却資産及び新築家屋の増に伴うものでございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税14万 7,000円の増。乗用車台数の増であります。

4項たばこ税、1目たばこ税 367万 7,000円の増。消費本数については減少しておりますけれども、平成15年度税率改正に伴いましての増でございます。

5項特別土地保有税、1目特別土地保有税26万 1,000円の増。徴収猶予期間満了による納付によるものでございます。

6項都市計画税、1目都市計画税14万 1,000円の増。固定資産税と同様、新築家屋の増によるものでございます。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金 214万 2,000円の増。4款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金 2,854万 8,000円の増。それぞれ、8月、12月の交付実績から3月交付を推計しての増額でございます。

5款ゴルフ場利用税交付金、1項1目ゴルフ場利用税交付金74万 9,000円の増。12月までの交付実績による増額でございます。

9款地方交付税、1項1目地方交付税1億 100万 8,000円の増。普通交付税で5,099万 8,000円、特別交付税で5,001万円の増でありまして、普通交付税につきましては、36億 3,403万 7,000円の全額を計上するものでございます。また、特別交付税については、平成14年度実績の86%を計上し、収支の均衡を図るものでございます。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金28万 6,000円の減。2目衛生費負担金24万 4,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。3目農林水産業費負担金 223万 7,000円の減。主に、道営担い手育成草地整備改良事業負担金 223万円の減でございまして、事業費の減に伴います25%の負担金の減額でございます。

次ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生使用料6万 4,000円の増。3目衛生使用料20万 9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。4目農林水産業費使用料 1,299万円の増。主に、牧場使用料 1,069万 7,000円の増で、冬季舎外頭数の増及び農業水道使用料 230万 7,000円の増でございまして、水道使用料

の増によるものでございます。5目商工使用料 6,000円の減。6目土木使用料 465万 5,000円の減は、住宅使用料入居減免世帯の増加による減額でございます。7目教育使用料20万円の減。

2項手数料、1目総務手数料2万 4,000円の減。3目衛生手数料22万 3,000円の減。4目農林水産業手数料83万 4,000円の増。

次ページをお開きください。

6目土木手数料5万 5,000円の減。3項証紙収入、1目証紙収入45万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金 478万 7,000円の減。2目衛生費国庫負担金4万 5,000円の減。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金 1,236万 6,000円の減。3目衛生費国庫補助金25万 4,000円の減。4目農林水産業費国庫補助金 3,759万円の減。6目土木費国庫補助金 414万 5,000円の増。8目教育費国庫補助金 450万 5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、民生費、教育費の災害復旧補助金については、災害査定の結果による減額として、次ページ、災害復旧費に一括計上をいたしまして、さらに、農林水産業費につきましては補助金が北海道を経由することから、全額24ページの道補助金に振りかえるものでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

11目災害復旧費国庫補助金 1,100万 3,000円の増。民生費、教育費間の振りかえであります。

3項委託金、1目総務費委託金7万 5,000円の増。2目民生費委託金1万 2,000円の増。4目土木費委託金55万 9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金 183万 9,000円の減。2目衛生費道負担金4万 5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2項道補助金、1目総務費道補助金10万 2,000円の減。

次ページ。

2目民生費道補助金 370万 3,000円の減。3目衛生費道補助金 136万 8,000円の減。4目農林水産業費道補助金 3,541万 3,000円の増。

次ページをお開きください。

6目土木費道補助金16万 1,000円の減。7目教育費道補助金65万 8,000円の増。
8目災害復旧費道補助金 478万 6,000円の増でございますが、それぞれ説明欄記載のとおりであります。国庫補助金からの水産業費補助金への振りかえと民生費につきましても、災害復旧補助金として、国庫補助金同様8目で計上し直したものであります。また、各節事業確定による増減でございます。

3項委託金、1目総務費委託金14万 9,000円の減。4目農林水産業費委託金16万 4,000 円の増。6目土木費委託金1万 9,000円の減。それぞれ事務事業費確定によるものでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸し付け収入60万 1,000円の減。2目利子及び配当金3万 7,000円の増。

2項財産売り払い収入、1目不動産売り払い収入68万 3,000円の減。2目生産物売り払い収入22万円の増。4目農業施設売り払い収入1万 4,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。

16款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金。社会福祉寄附金としてロータリークラブから10万円、老人福祉寄附金として株式会社中嶋木材様から20万円。6目商工費寄附金として、観光振興寄附金といたしまして、真栄町佐藤定子様から3万円をいただいております。

次のページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金 300万円の減でございます。食体験交流事業「カキDE ござ〜る」の精算及び国際交流事業の実施が春休み期間中の平成16年度にかけて行われ、新年度精算となることから、その充当財源の基金繰入金を減額するものでございます。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金25万 3,000円の減。

2項預金利子、1目町預金利子3万 8,000円の増。

3項貸付金元利収入、3目鉏路沖地震災害援護資金貸付金収入7万 9,000円の増。
6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入 1,000円の増。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入 116万 6,000円の減。3目農林水産業費受託事業収入8万 2,000円の増。4目土木費受託事業収入14万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

6項雑入、3目雑入 1,069万円の増。主に高額療養費公費負担金 772万 4,000円、

さらに雑品売り払い代90万円。

次ページ。

住の江町通り改良舗装事業移転補償費 103万 5,000円であります。

20款町債、1項町債、3目衛生債10万円の減。4目農林水産業債 560万円の減。

6目土木債 600万円の減。7目消防債30万円の減。9目災害復旧債 360万円の減。

それぞれ事業費確定に伴う町債の増減調整であります。

次ページをお開きください。

10目臨時財政対策債 1,080万円の減。発行許可決定によりまして減額をするものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、1項1目議会費34万円 6,000円の減。内訳説明欄記載のと通りの計数整理であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費83万 8,000円の減。

35ページをお開きください。

3目職員厚生費10万 4,000円の減。4目情報化推進費 216万 4,000円の減。

さらに、39ページをお開きください。

5目交通安全防犯費 122万 3,000円の減。6目行政管理費87万 9,000円の減。

次ページ。

7目文書広報費33万 3,000円の減。それぞれ事務事業支出見込みによる計数整理でございます。

次ページをお開きください。

8目財政管理費1億 9,967万 7,000円の増であります。減債基金2億円の積み戻しを行い、平成15年度末基金残高を3億23万 5,000円とし、平成16年度当初予算に対応するものでございます。9目会計管理費2万 8,000円の減。10目企画費9万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

次ページをお開きください。

11目財産管理費93万 6,000円の増でございますが、主に住の江町通り改良舗装事業に係る移転補償費で行う職員住宅解体事業 103万 6,000円の増が主な内容でござ

います。12目車両管理費 9万 5,000円の増。

次ページ。

2項徴税費、1目賦課徴税費83万 3,000円の減。

次ページ。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費 8万 9,000円の減。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費22万 3,000円の減。

次ページ。

5目衆議院議員選挙費 2万 2,000円の増。

5項統計調査費、1目統計調査総務費 4万 8,000円の減。

次ページをお開きください。

6項監査委員費、1目監査委員費10万 6,000円の減。それぞれ説明欄に記載のと
おりの計数整理でございます。

次ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 295万円の減。

次ページでございます。

主に、十勝沖地震災害援護 280万円の減でございます。災害援護資金貸付金は、
12件 1,020万円と最終的にはなるものでございます。2目心身障害者福祉費 208万
円の減。

61ページをお開きください。

3目心身障害者特別対策費 520万 3,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりで
あります。4目老人福祉費83万 9,000円の増でございますが、64ページ、老人保護
措置費として 262万 7,000円の減になり、さらには、高齢者バス乗車券助成といた
しましては 125万 8,000円の減になります。

さらに、68ページを開いていただきたいんですけども、介護保険特別会計で
158万 3,000円の減と相なりますが、プラスの要因といたしまして、介護サービス
事業特別会計 756万 2,000円の増によるものでございます。5目国民年金費 6,000
円の減。6目自治振興費 1万 9,000円の減。

次ページでございます。

7目社会福祉施設費 9万 8,000円の増。

次ページ。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費15万 8,000円の増。

75ページをお開きください。

2 目児童措置費43万 5,000円の減。3 目母子福祉費87万 5,000円の減。4 目児童福祉施設費 266万 8,000円の減。

81ページをお開き願います。

5 目でございます。児童館運営費95万 3,000円の減。それぞれ説明欄記載のと通りの計数整理でございます。

次ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費11万 9,000円の減。

次ページ。

2 目健康づくり費 235万 5,000円の減。

88ページ。

老人保健健康診査委託料 164万 5,000円の減が主な内容となっております。

次ページをお開きください。

3 目でございます。墓地火葬場費 2万 2,000円の減。

次ページ。

4 目水道費 619万 4,000円の減。主に水道事業会計 596万 1,000円の減でございます。6 目乳幼児医療費 199万 4,000円の減。

2 項環境政策費、1 目環境対策費49万 6,000円の減。

次ページ。

2 目水鳥観察館運営費20万 5,000円の減。

次ページ。

3 目廃棄物対策費49万 3,000円の減。4 目ごみ処理費 111万 7,000円の減。

次ページでございます。

5 目し尿処理費67万 2,000円の減。それぞれ事務事業支出見込みによる計数整理でございます。

次ページをお開き願います。

5 款農林水産費、1 項農業費、1 目農業委員会費62万 1,000円の減。

次ページでございます。

2 目農業振興費 135万 6,000円の減。3 目畜産業費 3万 6,000円の減。

次ページ。

4目農道費 325万 2,000円の減。主に、道営片無去地区集乳道整備事業 392万 5,000 円の増がございますけれども、道営太田第一地区集乳道整備事業として 456万円の減。さらには、道営太田北地区農免農道整備事業 261万円の減が、その主な内容となっております。5目農地費 222万 1,000円の減。主に、道営担い手育成草地整備改良事業 223万円の減によるものでございます。

次ページをお開きください。

6目牧野管理費67万 2,000円の増。

108ページでございます。

主に機械器具購入 178万 5,000円の増でございまして、春先の作業に間に合わずため、飼料散布機ほか作業機の更新を行うものでございます。7目農業施設費 7万 8,000 円の減。8目農林水道費35万 9,000円の減。

次ページでございます。

9目堆肥センター費20万 4,000円の減。

2項林業費、1目林業総務費28万 9,000円の減。それぞれ説明欄記載のと通りの計数整理でございます。

次ページをお開きください。

2目林業振興費 239万 5,000円の増。主に森林整備地域活動支援交付金 320万 6,000 円の増でございまして、森林所有者の方々へ支援交付金をするものでございます。1ヘクタール当たり 1万円の交付であります。

次ページをお開きください。

3目造林事業費 448万 7,000円の減で、事業費確定による計数整理でございます。4目林業施設費13万 5,000円の減。5目特用林産振興費 9万 8,000円の減。それぞれ、記載のとおり計数整理でございます。

次ページをお開きください。

3項水産業費、1目水産業総務費95万 7,000円の減。この中で、主に厚岸食体験交流事業「かきDEござ〜る」、冬のイベントの見送りによるものでございます。

2目水産振興費 182万 3,000円の減。事業費確定によるものでございます。

次のページをお開きください。

3目漁港管理費33万 7,000円の減。5目養殖事業費24万 6,000円の減。

次ページ。

6目水産施設費 8,000円の減。それぞれ事務事業支出見込みによります計数整理でございます。

次ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費 2万 1,000円の増。2目商工振興費 6,000 円の増。

次ページ。

3目食文化振興費22万 5,000円の減。

次ページでございます。

4目観光振興費 4,000円の減。5目観光施設費43万 8,000円の減。それぞれ事務事業支出見込みによります計数整理でございます。

次ページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費 2,000円の増。3目土木用地費 1万 6,000円の減。4目地籍調査費38万 7,000円の減。

次ページでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費 128万 8,000円の減。

次ページ。

2目道路新設改良費 558万 7,000円の減。それぞれ事務事業支出見込みによる計数整理でございますけれども、防衛施設調整交付金の充当事業につきましては、道路事業で増減を行っております。内容については省略をさせていただきます。

次に、135ページをお開きください。

3項河川費、1目河川総務費95万 6,000円の増であります。主に別寒辺牛川水系河川調査委託料の増によるものでございます。

次に、139ページをお開きください。

4項都市計画費、1目都市計画総務費83万 9,000円の減。2目街路事業費 128万 5,000 円の減。それぞれ事務事業確定に伴うものでございます。

次ページをお開きください。

3目下水道費 138万 9,000円の増。下水道事業特別会計において説明をいたしたいと思っております。

5項公園費、1目公園管理費26万 4,000円の減。

6項住宅費、1目建築総務費5万4,000円の減。2目住宅管理費2,000円の増。
次ページ。

3目住宅建設費31万4,000円の減。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費120万2,000円の減。2目災害対策費
6,000円の増。

次ページでございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費7万円の減。2目事務局費47万
2,000円の減。3目教育振興費28万1,000円の減。それぞれ事務事業支出見込みに
よります計数整理でございます。

次ページをお開きください。

4目教員住宅費15万円の増でございますけれども、教員住宅修繕料34万1,000円
の増がその主な内容でございます。

次のページをお開きください。

5目就学奨励費2,000円の減。6目スクールバス管理費79万円の減。

2項小学校費、1目学校運営費72万6,000円の減。

155ページをお開き願います。

2目に入ります。学校管理費199万4,000円の減。

次ページ。

3目教育振興費66万9,000円の減。

次ページでございます。

3項中学校費、1目学校運営費28万9,000円の減。

さらに、163ページに進んでいただきます。

2目でございます。学校管理費43万9,000円の減。

次ページ。

3目教育振興費67万5,000円の減。

次ページでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費78万5,000円の減。それぞれ事務事業支出見込みに
よります計数整理でございます。

次ページをお開きください。

5項に入ります。社会教育費、1目社会教育総務費266万7,000円の減でありま

すが、主に社会教育活動 229万 7,000円の減でございまして、次ページ、アイス国際交流及び青少年人材育成事業 217万円の減でございまして、事業実施が3月下旬から4月上旬になることから、今年度の予算を減額するものでございます。2目生涯学習推進費29万 4,000円の減。3目公民館運営費26万 8,000円の減。

次ページでございまして。

4目文化財保護費 2万 3,000円の減。

次ページ。

5目博物館運営費16万 2,000円の減。

さらに、次ページに進んでいただきます。

6目情報館運営費76万 1,000円の減。

次ページでございまして。

6項保健体育費、1目保健体育総務費57万 6,000円の減。

さらに、次ページにまいります。

2目社会体育費72万 7,000円の減。

さらに、185ページに進んでいただきます。

3目温水プール運営費26万 4,000円の減。4目学校給食費53万円の減。それぞれ事務事業支出見込みによります計数整理でございまして。

次のページをお開きください。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は財源内訳補正。3目林業施設災害復旧費 8,000円の減。

次ページでございまして。

5目水産施設災害復旧費も財源内訳補正でございまして。

2項土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費 215万 7,000円の減。4目町営住宅災害復旧費17万 5,000円の減。

次ページに入ります。

3項文教施設災害復旧費、1目公立文教施設災害復旧費 117万 6,000円の減。

次ページでございまして。

2目社会教育施設災害復旧費 3万 6,000円の減。3目保健体育施設災害復旧費23万 2,000円の減。

4項に入ります。その他施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費 2万 6,000円の

減。2目社会福祉施設災害復旧費24万9,000円の減。

次ページにまいります。

3目児童福祉施設災害復旧費672万3,000円の減。

次ページにさらにまいります。

5目観光施設災害復旧費7万7,000円の減。10目その他施設災害復旧費3,000円の減。それぞれ災害査定を受けての事務執行確定による減額でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、財源内訳補正でございます。2目利子550万円の減でございます。これにつきましては、一時借入金を減額するものでございます。

12款給与費、1項1目給与費490万5,000円の減。説明欄記載のとおりであります。

以上で歳出を終わります。

1ページにお戻り願います。

第1条を終わります。第2条繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正であります。平成15年度から平成16年度へ予算を繰り越すものでございまして、7款土木費、3項河川費、事業名といたしまして、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、金額3,728万5,000円であります。

再び1ページにお戻り願います。

3条債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加変更は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

7ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正であります。

まずは追加であります。それぞれ3月時に平成16年度以降の債務額の確定を待つて補正計上するものでございまして、漁業近代化資金利子補給に関する債務負担行為、平成16年度から平成20年度まで、限度額43万2,000円。小規模商工業者設備近代化資金利子補給に関する債務負担、平成16年度から平成20年度まで、64万2,000円であります。

次に、変更でございます。プライベート道路改良舗装事業に関する債務負担につき

ましては、限度額を1億3,330万1,000円に変更。次に、公立学校共済組合職員住宅建設に関する債務負担につきましては、限度額を1,495万9,000円に変更するものでございます。さらに、平成15年十勝沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する債務負担につきましては、これも限度額を43万9,000円に変更。社会福祉センター大規模改修に伴う社会福祉医療事業団借入金返済に対する補助に関する債務負担につきましては、事項を社会福祉センター大規模改修に伴う独立行政法人社会福祉医療機構借り入れ返済に対する補助に関する債務負担に、さらに期間を平成16年度から平成36年度に変更するものでございます。さらに、社会福祉センター大規模改修に伴う金融機関借入金返済に対する補助に関する債務負担につきましては、限度額を3,020万5,000円に変更するものでございまして、ほかについての変更はございません。

次の8ページに調書がございますので、ご参照願いたいと存じます。

再び1ページにお戻り願います。

3条を終わり、4条に入ります。第4条地方債の補正であります。

地方債の変更は、第4表地方債の補正によるものでございます。

9ページをお開きください。

第4表地方債の補正であります。変更です。事業費確定に伴う限度額の変更であり、詳細な説明は省かせていただきますけれども、一般公共事業、限度額を4,230万円に、公営住宅建設事業1億3,280万円に、自然災害防止事業520万円に、臨時地方道整備事業1,100万円に、辺地対策事業940万円に、過疎対策事業7,390万円に、公有林整備事業2億8,210万円に、一般会計出資債190万円に、臨時財政対策債5億1,020万円に、災害復旧事業4,030万円に変更するものでございます。地方債補正額合計は2,640万円の減となるものでございます。

次の10ページをごらんください。

地方債に関する調書補正でございまして、一番下の欄をごらんいただきたいと存じますけれども、平成14年度末現在高といたしまして130億4,699万4,000円であります。今回2,640万円を減額いたしまして、年度内発行額につきましては横の数字でございます。11億5,120万円と相なります。平成15年度末見込み額は126億1,143万6,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第15号の説明を終了させていただきます。

続いて、議案第16号の説明に移らせていただきます。

議案第16号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（4回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 294万 5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億 6,289万 5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次のページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では7款10項、歳出では7款13項にわたって、それぞれ 294万 5,000円の減額補正であります。事項別により説明をいたします。

6ページをお開きください。歳入であります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税 5,781万 1,000円の増。2目退職被保険者等国民健康保険税 324万 6,000円の増。それぞれ歳入規模に見合う保険税の計上であります。

2款分担金及び負担金、2項負担金、1目保健事業費負担金 2万円の増。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目事務費負担金 3万 5,000円の増。2目療養給付費等負担金 779万 4,000円の減。主に老人保健医療拠出の減によるものでございます。3目高額療養費共同事業負担金 192万 6,000円の減。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金 5,980万 7,000円の減で、1億 684万 8,000円を見込むものでございます。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金 1,604万 2,000円の増。医療給付費の増によるものでございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金 192万 6,000円の減。

2項道補助金、1目財政健全化対策費道補助金 88万 2,000円の減。

7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金 770万 3,000円の減。

10款諸収入、1項延滞金及び過料 9,000円の減。

次ページをお開きください。

2項雑入5万2,000円の減。それぞれ記載のとおりでございます。

以上で歳入を終わり、次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費22万3,000円の減。2項徴税费、1目賦課徴収費2万円の減。3項運営協議会費、1目運営協議会費14万円の減。4項趣旨普及費、1目趣旨普及費8,000円の減。5項特別対策事業費、1目特別対策事業費9万5,000円の減。それぞれ説明欄記載のと通りの計数整理でございます。

1ページをお開きください。

2款に入ります。保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1,768万5,000円の増。2目退職被保険者等療養給付費857万円の減。それぞれ医療費の増減によるものでございます。3目一般被保険者療養費1万8,000円の減。4目退職被保険者等療養費10万5,000円の減。5目審査支払い手数料23万1,000円の減。

次ページでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費35万7,000円の増。2目退職被保険者等高額療養費293万2,000円の減。

3項移送費、1目一般被保険者移送費2万9,000円の減。2目退職被保険者等移送費9,000円の減。

3款に入ります。老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、2目老人保健事務費拠出金。4款介護納付金、1項介護納付金。

次ページでございます。

1目介護納付金、いずれも財源内訳補正でございます。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金770万3,000円の減。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費72万4,000円の減。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、2目退職被保険者等保険税還付金18万円の減。それぞれ説明欄記載のと通りの計数整理でございます。3目償還金につきましては、財源内訳補正でございます。

以上をもちまして、議案第16号の説明を終わります。

続いて、議案第17号でございます。

議案第17号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（3回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万 3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,425万 9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入につきましては3款4項、歳出につきましては2款2項にわたって、それぞれ68万 3,000円の減額補正であります。事項別に説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目水道費分担金7万 7,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料36万 5,000円の減。2項手数料、1目水道手数料 8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金23万 3,000円を減額し、2,461万 1,000円とするものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万 8,000円の減。

2款水道費、1項1目水道事業費62万 5,000円の減。それぞれ事務事業確定に伴う計数整理でございます。

以上をもちまして、議案第17号の説明を終わります。

続いて、議案第18号に移らせていただきます。

議案第18号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（4回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,306万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,490万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをごらんください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入については3款3項、歳出については2款2項にわたって、それぞれ1,306万8,000円の減額補正であります。事項別により説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入であります。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金1,214万6,000円の減。2目審査支払い手数料交付金13万1,000円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金654万4,000円の減。それぞれ医療費見込みの減によるものであります。

5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金575万3,000円の増でございまして、交通事故による医療費の賠償金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費18万5,000円の減。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費1,246万1,000円の減。3目審査支払い手数料42万2,000円の減。老人医療費見込みによる減でありまして、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第18号の説明を終わります。

続いて、議案第19号でございます。

議案第19号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（6回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 211万 1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6億 9,808万 6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入については2款2項、歳出については2款3項にわたって、それぞれ 211万 1,000円の減額補正であります。事項別により説明をいたします。

6ページをお開きください。

歳入であります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金 138万 9,000円を増額し、2億 7,214万 3,000円とするものであります。

7款町債、1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債10万円の減。2目災害復旧債、1節下水道施設災害復旧債 340万円の減。それぞれ事業費確定によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費22万 3,000円の減。2目管渠管理費は財源内訳の補正。3目処理場管理費35万 8,000円の減。4目普及促進費30万 9,000円の減。

次ページでございます。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費 122万 1,000円の減。

2款災害復旧費、1項1目下水道施設災害復旧費は財源内訳補正でございまして、それぞれ説明欄記載のと通りの計数整理でございます。

以上で歳出を終わります。

1ページにお戻り願います。

第2条債務負担行為の補正であります。債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

3 ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正であります。変更です。水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担、限度額11万円に変更するものでございます。すぐ下に調書がございますので、ご参照を願います。

再び1ページにお戻り願います。

第3条地方債の補正であります。地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

4 ページをお開きください。

第3表地方債の補正であります。変更です。公共下水道事業、限度額を1億3,520万円に、災害復旧事業を1億1,550万円に変更するものでございます。

次に、地方債に関する調書補正でございます。一番下の欄をごらんいただきたいと思えます。平成14年度末現在高35億8,514万2,000円。今回350万円を減額いたしまして、年度内発行額を1億5,070万円とするものでございまして、平成15年度末見込み額が35億9,246万7,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第19号の説明を終わります。

続いて、議案第20号に入らせていただきます。

議案第20号 平成15年度厚岸町きこ菌床センター事業特別会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町のきこ菌床センター事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,567万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入については1款1項、歳出については2款2項にわたって、それぞれ129万3,000円の減額補正であります。事項別により説明をいたします。

4 ページをお開きください。

歳入でございます。

2 款財産収入、1 項財産売り払い収入、1 目生産物売り払い収入 129万 3,000円の減でございます。地元生産者用シイタケ菌床売り払い代の減によるものでございます。

以上で歳入を終わります。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1 款事業運営費、1 項1 目事業運営費83万 1,000円の減。説明欄記載のとおりであります。

2 款予備費、1 項1 目予備費46万 2,000円の減で、5万 3,000円とするものでございます。

以上をもちまして議案第20号の説明を終わります。

続いて、議案第21号でございます。

議案第21号 平成15年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,018万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,961 万円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをごらんください。

第1 表歳入歳出予算補正であります。歳入については7 款10項、歳出については3 款6 項にわたって、それぞれ 1,018万 8,000円の減額補正であります。事項別により説明をいたします。

5 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1 号被保険者介護保険料 275万 3,000円の減。徴収実績を勘案して見込んだものでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護納付費負担金 797万円の減。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金42万 7,000円の減。2 目事務費交付金4万 8,000 円の増。6 目保険者機能強化特別対策給付金3万 5,000円の増。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護納付費交付金 1,675万 1,000 円の減。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護納付費負担金 106万 7,000円の減。

2 項道補助金、2 目介護納付費補助金7万 7,000円の増。主に、それぞれ介護納付費の国・道の交付率が予算の関係で引き下げられまして、平成16年度に精算交付となることからの減額となっております。

6 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金 158万 3,000円を減額し、9,649万 5,000円として収支の均衡を図るものでございます。

2 項基金繰入金、2 目介護給付費準備基金繰入金 675万 4,000円でございます、基本的に全額を取り崩すものでございます。

8 款諸収入、2 項3 目雑入25万 1,000円の減。介護認定審査会共同設置負担金、浜中町からの負担金でございます。

9 款町債、1 項町債、1 目財政安定化基金貸付金 1,370万円の増でございます。これにつきましては、国・道及び支払基金の交付率が国の予算で引き下げられた分を、無利子によりまして同貸付金の借入れを起こすものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費2万 2,000円の増。2 項徴収費、1 目賦課徴収費18万 7,000円の減。3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費50万 8,000円の減。2 目認定調査等費3万 6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 108万 3,000 円の減。

次ページでございます。

2 目施設介護サービス給付費 798万円の減。3 目居宅介護福祉用具購入費33万 8,000 円の増。4 目居宅介護住宅改修費は財源内訳補正。5 目居宅介護サービス計画費29万 3,000円の増。6 目審査支払い手数料、2 項高額介護サービス費、1 目高

額介護サービス費は、いずれも財源内訳補正でございまして、それぞれ居宅施設サービス利用者の増減によるものでございます。

4款介護給付費準備基金、1項1目介護給付費準備基金 104万 7,000円の減でございまして、介護保険料の最終見込み分の減の状況から、次年度以降の介護給付費に充当する基金についてもここで減額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページにお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。地方債の追加は、第2表地方債補正によるものでございます。

3ページをお開きください。

第2表地方債の補正であります。追加です。財政安定化基金貸付金、限度額 1,370 万円、起債の方法、普通貸借、利率、無利子でございまして、償還の方法といたしまして、平成18年度から平成20年度までの間で、融資先である北海道の融資条件によるものであります。

次に、地方債に関する調書補正であります。一番下をごらんいただきたいと存じますが、平成14年度現在高 1,740万円、今年度、今回でございまして、1,370 万円を追加いたしまして、年度内発行額は 1,370万円でございます。平成15年度見込み額といたしましては 1,863万 2,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第21号の説明を終わります。

続いて、議案第22号であります。

議案第22号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（4回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 244万 2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3億 3,402万 8,000 円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入については5款7項、歳出については1款2項にわたって、それぞれ244万2,000円の減額補正であります。事項別により説明をいたします。

4ページをお開きください。

歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス収入、1節通所介護収入1,112万1,000円の減で、デイサービスセンター利用者の減であります。

3節短期入所生活支援費収入83万8,000円の増。特老、ショートステイの利用増でございます。4節居宅介護計画サービス収入203万5,000円の減。町の事業所で行っている介護計画の収入であります。この部分につきましては、民間事業者に仕事を移行している状況にあります。5節介護認定基本調査収入4万2,000円の減でございます。2目施設介護サービス収入103万8,000円の増。特別養護老人ホーム入居者収入の増でございます。

3項自己負担金収入、1目自己負担金収入60万3,000円の減。記載のとおりであります。

4項身体障害者居宅支収入、1目デイサービス身体障害者居宅支収入154万円の減で、利用者の減によるものでございます。

5款道支出金、1項道補助金、1目サービス事業補助金57万3,000円の増でございます。不採算部門でございます訪問入浴介護サービス事業に新たな福祉メニューの地域政策補助金を受けるものでございます。

7款寄附金、1項寄附金、1目サービス事業費寄附金、2節施設サービス事業費寄附金5万4,000円の増でございます。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金756万2,000円を増額いたしまして、7,935万7,000円として収支の均衡を図るものでございます。

9款諸収入、1項1目雑入、1節実費収入64万2,000円の減。デイサービスセンター利用者の減によるものでございます。2節雑入347万6,000円の増。主に生きがい活動支援通所事業及び低所得者利用者負担軽減措置によります一般会計において国・道の補助金を受けての補填でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅支援サービス事業費19 万 8,000円の減。2 目通所介護サービス事業費76万 5,000円の減。

次ページ。

3 目訪問入浴介護サービス事業費は、財源内訳補正でございます。4 目短期入所生活介護サービス事業費66万 3,000円の減。5 目デイサービス身体障害者居宅支援事業費8万 4,000円の減。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費73万 2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、業務執行に伴う計数整理でございます。

以上で、議案第15号から議案第22号まで、大変雑駁な説明ではございましたが、種々ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長

水道課長。

水道課長

ただいま上程いただきました議案第23号 平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）の内容につきまして説明いたします。

第2条、業務の予定量の補正でございます。

給水戸数につきましては、77戸増で5,077戸とするものでございます。年間総配水量につきましては、1万3,152立方メートルの減で139万2,157立方メートルとするものでございます。1日平均給水量につきましては、36立方メートルの減で3,814立方メートルとするものでございます。

建設改良事業でございますが、配水管布設等事業といたしまして191万9,000円を減額し4,176万3,000円とするものでございます。

上水配水整備事業といたしまして、194万7,000円を減額し6,305万3,000円とするものでございます。

メーター設備事業では、190万8,000円を減額し3,153万1,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の補正でございますが、収入では、1款水道事業収益、1項営業収益では100万1,000円を減額し2億3,085万4,000円とするものでございます。

2項営業外収益では531万2,000円を減額し2,043万9,000円とするものでございます。

支出では、1款水道事業費用、1項営業費用では165万8,000円を減額し1億9,678万7,000円とするものでございます。

2項営業外費用では10万6,000円を増額し4,571万1,000円とするものでございます。

予算第3条の収入及び支出については、6ページからの予算説明書により説明いたします。

6ページをお開きください。

収益的収入では、1款1項1目で69万8,000円の減で0.3%の減でございます。節説明欄記載のとおり、一般用、工業用、臨時用、尾幌農業水道で合計270万5,000円の減となりますが、営業用、団体用、浴場用、尾幌簡易水道では合計200万7,000円の増となり、差し引きで69万8,000円の減額補正でございます。給水収益の減の要因は、冷夏の影響と思われます。

2目では、30万3,000円の減で、給水装置工事の設計審査及び工事検査手数料を100件で計上しておりましたが、63件となり、35件減に伴う設計審査手数料及び工事検査手数料の減額補正でございます。

2項1目では、586万1,000円の減で、他会計補助金で、消火栓維持管理費では若竹町の消火栓修理で13万9,000円の増。尾幌分水ほか補助では600万円の減でございます。2目では9,000円の減で、預金利息の減でございます。3目では、55万8,000円の増で、港町配水管破損補償金と門静地区送水管破損補償金の2件で55万4,000円のほか、浄水場施設使用料4,000円を増額補正でございます。

次に、収益的支出でございますが、1款1項1目では、64万円の減で、1節の燃料費の暖房用燃料及び自家発電燃料で23万8,000円の減。19節の修繕費では、浄水場施設修理の事業費決定によりまして47万5,000円の減で、その他につきましては、節説明欄記載のとおりでございます。

7ページをごらんください。

2目では、11万4,000円の減で、節説明欄記載のとおり計数整理でございます。4目では、90万円4,000円の減で、主なものは、3節の手当では超過勤務手当の減に伴い64万円の減。19節修繕費では公用車車検、修理の減に伴い11万円の減が主なもので、その他につきましては、節説明欄記載のとおり計数整理でございます。

2項3目では、10万6,000円の増で、消費税納付額の増でございます。

1 ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1款資本的収入、1項企業債でございますが、300万円を減額し9,890万円とするものでございます。

2項補助金では、95万6,000円を減額し0円とするものでございます。

3項出資金では、10万円を減額し190万円とするものでございます。

5項工事負担金では、18万3,000円を減額し578万9,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費では、584万円を減額し1億3,799万1,000円とするものでございます。

予算第4条の収入及び支出については、8ページからの補正予算説明書により説明いたします。

8 ページをお開きください。

第4条の資本的収入でございます。

1款1項1目では、300万円の減で、節説明欄記載の事業費決定によります企業債の減額補正でございます。

2項1目では、95万6,000円の減で、十勝沖地震によって被災を受けた有明町配水管災害復旧工事の補助金を計上しておりましたが、災害対象から除外されたことによる補助金の減額補正でございます。

3項1目では、10万円の減で、厚岸停車場線及び白浜町海岸通り配水管布設がえ工事の石綿セメント管更新に伴う他会計出資金の減額補正でございます。

5項1目では、18万3,000円の減で、新設メーター負担金では6台の減で15万9,000円の減のほか、検満メーター負担金では2万4,000円の減となったものでございます。

9 ページをごらんください。

資本的支出でございます。

1款1項1目では、386万6,000円の減で、建設改良に伴う事業費決定によります減額補正でございます。2目では、6万6,000円の減で、内容については計数整理でございます。3目では、190万8,000円の減で、新設メーター設備費では、当

初70個の予定が64個となり、6個減に伴う工事費で6万8,000円の減、メーター器購入では、6個減のほか、入札差金で108万5,000円の減で、新設の合計では115万3,000円の減額補正、検満では、設備工事費及びメーター器購入の事業費決定によって75万5,000円の減となり、新設・検満をあわせて190万8,000円の減額補正でございます。

1ページをお開きください。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,315万5,000円は、過年度分損益留保資金1,053万9,000円、当年度損益勘定留保資金6,604万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的調整額657万1,000円で補填するものでございます。

2ページをお開きください。

第5条企業債の補正でございます。

配水管布設がえ等事業といたしまして300万円を減額し、9,890万円とする内容でございます。起債の方法、利率、償還については変更ございません。

第6条議会の議決を得なければ利用することができない経費については、職員給与費で63万円を減額し4,103万1,000円とするものであります。公債費については増減ございません。

第7条他会計からの補助金でございますが、消火栓維持管理費補助として13万9,000円を増額し85万5,000円とするものでございます。尾幌分水ほか補助として600万円を減額し1,900万円とするものでございます。

以上が平成15年度厚岸町水道事業会計補正予算（3回目）の内容でございますが、3ページから4ページが実施計画、5ページが資金計画、10ページから11ページが貸借対照表でございますが、説明を省かせていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

上程いただきました議案第24号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案についてご説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

第2条、業務の予定量であります。

年間患者数であります。入院患者は3,096人減で2万9,241人の計上、外来患

者は 9,736人減で6万 8,016人、合計9万 7,257人の計上であります。なお、1日平均患者数につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、主な建設改良事業であります。医療器械整備事業8万 7,000円の減額で、医療器械4点の事業費確定による減額補正であります。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、8ページから12ページの補正予算説明書によりご説明いたします。

8ページをお開き願います。

収益的収入であります。1款病院事業収益では1億 7,622万 7,000円の減。

1項医業収益では1億 7,479万 8,000円の減。これは、1目入院収益で9,624万 4,000円の減。入院患者の減であります。2目外来収益で6,466万 3,000円の減。外来患者の減であります。3目その他医業収益では1,389万 1,000円の減。これは、1節室料差額収益で44万 3,000円の増、2節公衆衛生活動収益1,235万 6,000円の減、3節その他医業収益197万 8,000円の減であります。

2項医業外収益では142万 9,000円の減。これは、2目患者外給食収益で83万 7,000円の減、3目その他医業外収益で59万 2,000円の減。内容につきましては、節説明欄のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

9ページ、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用では4,075万円の増。

1項医業費用では4,048万円の増。これは、1目給与費で1,364万 7,000円の減。主な内容につきましては、1節医師給、2節看護師給、6節医師手当、7節看護師手当、8節医療技術員手当、9節事務員手当、10節技術員手当、11節諸手当、いずれも減額補正であり、職員数確定等による計数整理であります。

12節賃金188万 5,000円の増。出張医の賃金であります。13節報酬、14節法定福利費の減額は、予算執行確定等による計数整理であります。

10ページをお開き願います。

2目材料費では、3,782万円の減。内容につきましては、節説明欄のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

3目経費では、419万 9,000円の増であります。主な増額の内容についてのみご説明いたします。なお、減額補正につきましては、予算執行確定等に伴う計数整

理であります。2節旅費交通費24万9,000円の増。移転旅費の増であります。6節燃料費127万2,000円の増。軽重油の増であります。9節手数料33万8,000円の増。白衣等洗濯料の増であります。12節修繕費235万3,000円の増。医療機器・器械の修繕の増であります。14節使用料57万6,000円の増。人口呼吸器の使用料の増が主なものであります。15節委託料331万5,000円の増。除雪・排雪費用増が主なものであります。

4目減価償却費では、8,728万円の増。機械、備品、建物、構築物、車両に係る本年度分の減価償却費の計上であります。5目資産減耗費では、12万9,000円の増。固定資産除却費であります。

12ページをお開き願います。

6目研究研修費では、33万9,000円の増。内容につきましては、節説明欄のとおりであります。

2項医業外費用では、27万円の増。これは、1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費で12万1,000円の増。一時借入金利息であります。4目雑損費では、30万円の増。貯蔵品仮払い消費税ほかであります。5目消費税及び地方消費税では、15万1,000円の減であります。

次に、資本的支出であります。1款資本的支出では、8万7,000円の減。

1項建設改良費では、8万7,000円の減。これは、1目固定資産購入費で8万7,000円の減。医療器械購入の事業費確定に伴う計数整理であります。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出であります。予算書第4条本文括弧中とは、昨年の12月議会で議決いただいた内容であります。今回の補正で8万7,000円を減額するため、これを改めるものであります。「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,470万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金7,468万8,000円で補填するものとする」に改めるものであります。

第5条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費であります。職員給与費では、1,364万7,000円を減額し8億4,652万5,000円の計上であります。交際費では100万円を減額し、150万円の計上であります。

なお3ページから4ページまでは補正予算実施計画、5ページは資金計画、6ペ

ージ、7ページは給与費明細書であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。また、13ページ、14ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明であります。議案第24号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 本10件の審査方法についてお諮りいたします。

本10件の審査については、議長を除く17名の委員をもって構成する平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については、議長を除く17名の委員をもって構成する平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 11時23分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻 11時26分

議 長 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

初めに、5番、中川議員の一般質問を行います。

5番、中川議員。

5 番 おはようございます。

本年第1回定例会に当たりまして、先日通告しておりました2点につきまして、理事者に質問させていただきます。

1点目でございますが、厚岸湾岸北大理学部附属実験所横でございますが、数十年前より土砂の崩落災害が出ているわけでございますが、この復旧の手法についてでございます。

この土砂崩落によりまして、昆布被害が相当出ているように聞いておりますが、その調査と被害状況の把握はどうなっているかでございます。

以前にも、この付近につきまして産業建設常任委員会で町への提言を行っているということでございますが、その後の動向はどうなっているでございましょうか。

2点目といたしまして、大学進学奨学資金でございますが、大学進学奨学資金は以前から現在まであるわけでございますが、これに加えて、医学進学課程にもこの奨学資金を設置してはどうかというのが、私の2点目の質問でございます。これにつきましては、町理事者の考え方を示していただきたい、このように思います。

以上、2点につきまして答弁をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長
町 長

町長。

5番、中川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の質問であります。厚岸湾岸の旧北大理学部附属臨海実験所横の土砂崩落災害復旧手法についてのお尋ねのうち、山砂——土砂であります——崩落続きによる昆布被害について、その調査と被害状況の把握はどうなっているかのご質問であります。厚岸湾岸海域の浸食は、昭和30年代半ばごろから浸食が目立ってまいりまして、海岸保全区域の指定を受け、浸食対策、災害復旧工事などによって、保全を逐次行ってきたところであります。

お尋ねのバラサン岬から愛冠岬にかけての一体は、長年の風化やしけ、台風などにより海岸浸食や斜面の崩落があり、特に、平成2年4月の大雨により大規模な崩落が起き、土砂の流出による付近海域の漁場環境が悪化し沿岸漁業資源に影響を及ぼしたことから、平成2年6月定例町議会で当該地区の早期復旧対策について一般質問を受けた経緯がありました。

しかしながら、当時愛冠地区は厚岸漁港海岸の保全区域に指定を受けていないために、漁港海岸予算を使つての災害復旧及び保全事業の実施ができず、平成2年に愛冠地区を海岸保全区域の指定を受けるべく準備を進め、地権者や厚岸漁業協同組合、北海道大学、当時の厚岸林務署などから同意を受け、平成5年北海道告示第1057号をもって正式に海岸保全区域の指定を受けたところであります。

お尋ねの土砂崩落災害復旧手法についてでございますが、愛冠地区の海岸保全区域指定後は、小規模な崩落はあるものの大規模な崩落はなく、対策もとられていない

のが現状であります。

海岸保全対策がとられない理由といたしましては、北海道との協議の中で、事業採択基準のほか、経済効果などで他地区が優先されてきたことが挙げられます。経済効果として優先されるものは、国民経済上及び民生安定上重要な地域で、公共道路、住宅、倉庫、海産干場の順に採択されることから、愛冠地区は昆布漁場を中心とした漁場はあるものの、優先順位がかなり低くなるためであります。

したがいまして、お尋ねの崩落続きによる昆布被害について、その調査と被害状況の把握につきまして漁組に問い合わせをいたしました。愛冠地区での昆布被害については、これまで漁業者からの被害報告はないとのことでありまして、町といたしましても、調査や被害状況につきましては把握しておりませんので、ご理解願います。

また、治山事業については、保安林内の保安施設整備事業であり、保安林指定が条件となります。お尋ねの箇所は北海道大学の所有地で、保安林指定がなされていない箇所です。さらに、平成5年に海岸保全区域の指定を受けており、この区域内での治山事業の実施は不可能であります。

仮に、土地所有者の承諾を得て保安林指定を行い治山事業を施行するには、海岸浸食の防止対策により下部の整備がなされなければ、上部崩落対策の治山事業の実施はできませんので、ご理解を願います。

次に、以前にも本件について産業建設常任委員会で町への提言を行っているが、その後の動向についてどうなっているかのお尋ねであります。平成10年6月8日開催の第3回産業建設常任委員会において、先立って行われた厚岸湖内・湾内の現地調査結果について審議された経緯がございますが、先ほどご答弁申し上げましたが、海岸保全対策は、事業採択基準や経済効果で当該地区が他地区に比較し優先度が低いため、事業採択が難しいことをご理解を願いたいと存じます。

私からは以上であります。

議 長
教 育 長

教育長。

おはようございます。

私からは、2点目、奨学資金を医学進学課程にも設置してはどうかのご質問にお答えします。

現在の奨学金制度は、各種学校を含む高等学校以上の修学能力があるが、経済的

理由で進学が困難な者に対し奨学金を貸与して、ひとしく教育を受ける機会を与えることを目的に、昭和41年から実施してきた制度であります。

奨学金の貸与を受けることができる者は、貸与を受ける本人またはその親、もしくはこの親にかわるべき者が厚岸町内に住所を有していて、貸与を受ける本人が、1つ、大学院、大学、高等学校に在学する者か特殊な技能教育または専門教育の学校に在学する者、2つ、身体健康、学業優秀、性行善良である者、3つ、学資に乏しい者に該当する者でなければなりません。

今年度までに奨学生に選定され、奨学金の貸与を受けてきた者は、短大、専門学校を含む大学に在学する者が90人、高等専門学校を含む高校に在学する者が157人の合計247人です。また、このうち、ご質問のあります医学課程に在学していた奨学生は、昭和41年度選定1名と昭和53年度選定1名の計2名で、この2名には、学校教育法第55条の規定する6年の医学課程修業に基づき、奨学金を貸与しております。

なお、これ以降、医学課程に在学する者からの申請はありませんが、毎年度、大学院、大学、高等学校、専門学校及び専門高等学校に在学する者を対象に、広く奨学生を募集してきておりますし、この中にはご質問にあります医学課程に在学する者も含まれておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長
5 番

5番、中川議員。

私は、議員協議会で、今回からの一般質問で、このように1回目の答弁書をいただくということで、私が第1回目で初めてでございますので、今、町長、あるいはまた教育長の答弁を聞きながら、その答弁書をアンダーラインを引きながら聞いていたところでございます。

今アンダーラインを引いていたんですけれども、実は、町長もご存じだと思いますけれども、去年、私、12月第4回定例会で、漁組に対する補助、あるいはまた道・国に農業同様の支援を行っていただきたい、このような質問をさせていただきました。その際に、このようなことも、国なり道の支援も要請するものだと思ひまして、本来12月にやればよかったんですけれども、このようにまた機会を持ち越させてしまいまして、町長なり、担当課長におわびをしたいと思います。

今、私、アンダーラインを引きながら町長の答弁を聞いておりますと、おもしろ

くないといったら言葉があれなんです、全然理解が違うんです。そうすると、昆布被害がありません、漁組もその被害をつかんでおりません、いろいろなんです。

あれだけ被害がありまして、皆さんも、私は漁師ですからちょっと詳しく説明させていただきますけれども、先ほども、この定例議会が始まる前に、私も古いものですから、仲間と一緒にいた議員さんたちに「ここの庁舎に移ったのはいつごろだったろうかな」と言って話しかけて思い出していたわけですが、昭和64年——平成元年と同じとき——に庁舎ができて、ここに変わったんですということで、「ああそうだったな」と私も思い出していたわけです。

今、私が言おうとすることは、だんだん先輩の議員の皆さんもいなくなりまして、どのくらいの方が記憶があるかわかりませんが、当時、菅原町長時代に——もう15年ぐらい前でございます——町長は道議会議員として大活躍を願っていたことだと思いますが、あそこに湾岸道路をつくろうと、実験所まで、そして、さらに愛冠の先をかわしまして、筑紫恋にも行けるような方法をしたということでこの議会に提案され、予算も大体決まったようでしたが、当時、私も組合の総代で、当時の助役、あるいは担当課長と漁民の理解を得るべく、総代会に来たわけですが、組合員の猛反発を食いまして、あそこのバラサンの南、防波堤のところまで道路はつきましたが、その以降、残念ながらできませんでした。

今それを思い出しているわけですが、それで、その当時の議長さん初め先輩議員は、「いやいや、予算も大体決まって、そして道路も途中まで行って、そして、こうして漁民からの反発を食いながら途中でやめる。これは、将来いろいろな道なり国の問題が起きなければよろしいがな」というような話も、ちまたで議員同士でしていたわけですが。

その際に、その工事をやりますと、30億円、40億円の膨大な予算だと私は記憶していますが、その際に、道路をつけながら、治山も、今私が言っている方もやりながら、そうしますと30億円とか40億円の膨大な予算もかかったでしょうけれども、あのように終わったわけです。

その後、今、私が言いますように、私も漁師ですし、あの前を通りながら、大黒島、あるいは末広、チンベの方へ行くわけですが、いつもあその前を通りまして、その後、皆さん行ってみたらわかるように、大崩れなんです。それからもまた物すごい崩れがありまして、陸から行っても、実験所まで車で行けますけれど

も、実際に船で行かなければあの崩れは見えないわけです。それで、あそこは、オニ昆布は実験所前、そのすぐわきが半蔵浜と申しますけれども、それから愛冠の組合の採苗場の沖、あるいはまた大黒、それから番屋、今、笠嶋さん等が住んでおりますが、そのところがオニの漁場でございます。

この愛冠の、私が今言います半蔵浜と申しますのは、厚岸では最高の昆布だそうなんです。オニ昆布です。オニ昆布も、黒と赤オニとありまして、その半蔵浜、ちょうどその崩れのひどいところが、黒昆布の最高の場所なんです。ところが、今、大変私も情けないな、残念だなと思っているのは、その組合が、先ほどの町長の答弁ですと、何も被害は出てませんということなんです。

これを詳しく言わせていただきますと、ここは、よく去年の12月の中間育成の問題でもカキの話が出ておりますが、奔渡の方々が、カキとカキの漁期の間を利用して、10日なり、2週間なり、我々のように最後まで昆布を取りませんで、自分らの仕事の合間に昆布は取るわけでございます。そうしますので、実験所前から今崩れの多いところを昆布を取るわけです。そうすると、一番取りやすいのは、泥のせいがあるのか何かはわかりませんが、女の人でもねじれるんです。取りやすいんです。大黒島に行きますと、我々でも汗をかきながら、鉢巻きしながら取るんですが、愛冠のここは、本当に50、60のお母さん方でもオニ昆布がねじれて取れるんですけれども、帰ってきたらそのかわり大変なんです。1枚1枚家族で、海岸でタワシをかけながら洗うわけです。そして、干してもまだだめなんです。せっかくいい昆布がそういう状態。

そしてまた、去年消防大会が釧路町でありました。場所で町長ともお会いしましたけれども、その際に後援会の方々が二、三十人行かれましたけれども、そこで漁師が困っているわけです。カキの人方ですから、合間合間に行って取りますから、選葉という、色々梱包して、発送して、そして出荷するのに時間がかかるわけです。きれいに洗って倉庫に積んでいても、またそのはたからじわっと泥の物が出てきまして、検査も何も受けられない、みんな投げ物だというような、そうだと思うんですよ。そういう事態が組合がわからないなんていうのは、全く情けないんです。

そして、町長も、去年の4回目の定例会でも、私の質問に、厚岸の基幹産業である漁業、これがなくして厚岸町の発展ができないんだと、私たちも沿岸漁業に一生懸命頑張ります、こう言っていたいております。そういう関係もありまして、こ

れだけの貴重な財産といえますか、資源をそういうふうにあれしたら、本当にもつたない気もするし、漁民も大変だなというような感じがしまして、本当に、今度何人か、私の船でも、すぐ近くですので、乗っていつてくれる方があれば見ていただきたいと思うんですが、物すごくいかれているとか、なだれてきまして。

そしてまた、平成16年度一般会計の資料の中にもありますけれども、組合のヤスデの駆除等にも本年も力を入れてくれます。きのうも説明もありましたが、あのヤスデさえ、町長、泥がいますとそこにいないんですよ。そして、しけで泥が散らばっちゃうと、またモップなんか黄色くくっついてくるんですけども、なげないくてまた泥がたまると、ヤスデさえ1つもかかってこないんです。それだけのところなんでして。

しかも、今ここにも出ておりますように、いろいろな海岸保全対策で厚岸町ができないと思いますので、本当に二重丸、三重丸をつけていただいて、町長、厚岸から、保全指定を受けてなければ保全指定を受けていただいて、ぜひひとつやっていたかなければ、厚岸のこの漁場の中では一番ここなんです。ここだけなんですよ。あと、チンベのあやめが原の向こう側も若干ありますけれども、こんな被害が出ていないようでございます。

そして、実験所前というのはそんなにもしけませんので、だから、なぎばかり。ですから、去年なんか、私、12月にも言いましたように、30日出漁させていただきました。だから、しけないものですから、いつもそこに泥がたまっている状態なんですよね。これが、しけて、いつも20日か二十二、三日しか沖に出れなければ、そのしけの合間に泥がどこかへ流れていくのでしょうかけれども、30日も去年出させていただきました。だかららという言葉があれですけども、そういうような状態です。泥もいだけくっついてくるんだと思うです。

それで、昔、私たちが中学校のころかな、皆さん記憶があると思うんですけども、厚岸にオオノイというのがありました。これも、検査を受けるのに、ごみだとか泥だとかほこりながら、乾燥して、そして検査を受けて出荷するんですけども、あれと同じで、とっている人も、泥の菌なのかオニ昆布の菌なのかわかりませんが、腕やらこれがブツブツなんです。洗ったり、家族が。そして、やっと、沖に行って洗ったり、ふろに入ったり、洗いながら昆布操業をしているんです。そういう状態が組合がわからないというのは、本当に、私は漁民を束ねている組合が情けないな

と、思って、後でこれが終わりましたら、ちょっと専務と話してみたいと思うんですけども、わからないはずないんですよね。

2回目の質問でこんな長々しい話でもあれでございますので、何とか、本当に二重丸、三重丸をつけて、厚岸町から道なり国に要請をしていただいて、ここをそういう被害から守っていただきたいと思いますので、これでこの愛冠の関係は2回目終わります。

それから、奨学金の関係でございますが、私が一番先に通告させていただきまして、私の意味がとれなかったのか、教育委員会の担当者が、私がちょうど議会上がろうとしましたら2階の階段で行き会いまして、私の質問内容を聞いておりましたが。

ここにも答弁されておりますように、昭和41年から大学生、医学生にも貸していると教育長からの答弁をいただいたわけですけれども、私がこういう質問をしたのは、結局、厚岸町、町立病院が開設しているわけですし、それから、私の記憶ではことしの1月19日だったと思いますけれども、総務委員会に開設者であります町長、そしてまた事務長、次長の出席を願いまして、総務委員会で病院経営にかかわる委員会を開催したわけでございます。

その際に、開設者であります町長、そしてまた事務長等から、いろいろな医師確保の悩みもありまして、特に町長は、全国津々浦々、医師が厚岸町に来てくれそうなどころがあれば走り回っていると。あるいはまた、去年の12月でしたか、9月でしたか、今の北大教授との関係で、20万円云々ということで新聞にいろいろな報道をされておまして、この議会でも議論された経過があるわけでございます。そういう関係で、ぜひひとつ、今の若狭町政の時代にその医師が間に合うかどうかはわかりませんが、将来医師を担保する意味でも設置をしたらどうか。

そして、やはり、これも去年の12月でしたか、事務長から、厚岸の患者の50%が町立病院にかかってくれば病院運営はペイがするんだけれども、ほとんど釧路の方なりに行ってしまう。病院開設は、やはりドクターだと思うんですよね。ですから、将来の意味でも、ぜひひとつ医大の進学課程。

そしてまた、理事者の方々にも、優秀な子供さんを持たれて、今医大の方に通われているお子さんもいるそうでございますけれども、都会に地方から出しますと大変なんです。親と一緒に札幌にいたりとかで、親元から通っていればいいですけど

も、結局、生活費や何やら、公立なんかに入りますとそう授業料は、当時は、今からもう何十年も前ですけども、私も経験があるわけですけども、そうかかりませんが、やはり、生活費や何なりかかりまして大変なものでございます。やはり、そういう悩んでいる親もいると思いますし、本人もそうだと思いますので、これまた強くお願いして、医大生に奨学資金を出していただいて、そして、自前といたたらどうでしょうか、言葉は悪いでしょうか、そういうことで、安心して病院開設ができるような方法をとられてはどうかと。

これは、私も以前、15年前でしょうか、当時菅原町長に一般質問をさせていただきました。そうしたら見事振られまして、今現在に来ているわけですが、あのときやったらどうだったかなと、今私も反省しながら、執念深いといえますか、同じような質問を2回させていただいているわけですが、やはり、厚岸町立病院を開設しているわけですから、理事者の皆さんの気持ちをしていただいて、私の意のあるところを酌み取っていただいて、大学の医学生にも設置していただけるようお願いしたいと、このように思います。

それで、今、1回目の質問で教育長から答弁をいただいたわけですが、奨学資金については教育長の担当だと思いますけれども、厚岸町立病院の開設者であります町長の答弁をいただければ、またこれもありがたいと思いますので、もしできましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
水産課長

水産課長。

それでは、お答え申し上げたいと思ひます。

まず、海岸保全区域の関係でありますけれども、既に平成5年に指定を受けているということで先ほどご答弁申し上げましたが、その関係で、保全事業はまずできます。できますけれども、現在、厚岸漁港海岸におきます北海道に対しての単独での事業要望、いろいろありまして、持ち越しの継続要望と、それから新規の要望がございまして、緊急度を勘案しながら優先順位をつけまして、実施方につきまして、北海道、あるいは土現の方と協議しながら行っております。

要望をしても、事業化ができないうちに要望が次々来まして、新規の要望と継続の要望で年々件数が増加している状況にございます。それから、加えまして、この愛冠地区の恒久対策には膨大な事業費が見込まれるということで、ことしの北海道の漁港海岸の予算につきましても、平成16年度につきましても、対前年比約3割減

ということですので、愛冠地区の事業要望については、大変難しいのではないかとこのように思っております。

それから、昆布の土砂の汚れの関係でありますけれども、被害を受けているということでもありますけれども、恒久対策ということではなくて、余り事業費をかけないで小規模な事業が考えられるわけでもあります。例えば、消波ブロック、そういったものを設置するというのも考えられるのですけれども、それでも漁場を若干でも失うということも予想されますので、慎重な対応が必要かというふうに思います。

それから、昆布被害の状況でありますけれども、漁組は、被害を受けていないという認識ではありません。被害の報告がないため調査をしていないということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長 町長。

町 長 つけ加えて、私から、開設者という立場での指摘がございましたので、医者確保の問題、さらにはまた、今、愛冠治山工事についての水産課長からの答弁がございましたが、まず、順序からいきまして、愛冠治山工事について、つけ加えて私からお話をさせていただきたいと思っております。

ただいまの質問の中で、中川議員から、当時の湾岸道路の建設のことについてのお話がありました。ご指摘がございましたとおり、私は当時道議会議員でございまして、そのことについても、内々には承知をいたしておるつもりであります。たしか、あれは昭和63年であったのかと記憶いたしておりますが、ふるさとづくり特別対策事業として、当時の町長が、湾月町から北大の実験所までの道路を建設をいたしたいという雄大な構想の中での施策としてとり行おうとした経緯が、私は承知をいたしております。しかしながら、漁業者からの理解が得られなかったということでもあります。

そういうことを考えますと、ただいま質問がございましたが、漁組といたしましても調査をしてないということでもあり、さらにはまた、先ほども答弁をいたしましたけれども、今日の財政事情を考えますと、優先順位としては大変難しい点多々あるかと思っております。しかしながら、私といたしましては、この事業を進めるに当たりましては、やはり、工作物の設置によりまして膨大な漁場が失われる可能性があると、これは第1回目の答弁でいたしましたけれども、そういういろいろなことを考えますと、やはり、私はこれを進めるに当たりまして、漁業協同組合とよく

協議をしつつ進めていかなければならない、そのようにも考えます。早速漁業協同組合と協議をしながら、この対応をどうするか考えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続いて、奨学資金の貸与の関係であります。実は、中川議員の質問内容をお聞きいたしまして、直接には私は担当ではありませんけれども、所管をいたしております教育委員会といろいろと協議をいたしました。

といいますのは、町長になりましてからいろいろな行政課題がある中で、最も難しいのが医師確保でございます。やはり、町立病院の果たす使命と責任、町民の生命と健康を守る極めて重要な役割があるわけでありまして。その病院に医者が来ないということであるならば、大変なことでございます。今日では、どうにか医者の確保については、満足ではありませんけれども、町民の信頼にこたえられる町立病院になりつつあることを大変うれしく存じておるわけでありまして。

そういう立場から、先ほど教育長の答弁をお聞きいたしまして、私といたしましては、やはり、現行の厚岸町奨学資金貸与条例では、医師の確保を目的とする、その効果を上げることは限界があると思っております。対象者の範囲、奨学金の額など、町の財政状況を勘案しながら、費用と効果を含めて先進的な事例、といいますのは、質問承知の中で私もいろいろと調べてみました。そういたしましたら、北海道におきましては、独自の条例をつくりまして、貸し付けの対象者は、その地元のみならず全国町民を対象として、その町の職員として勤務をしようとする者に対して貸し付けをするという条例を別個につくっておる自治体もございます。

私が承知いたしておりますのは4町であります。その中で、常呂町というのがございます。そこをいろいろと調べてみました。常呂町といたしましては、常呂町医師就学資金貸与条例というものをつくっております。対象者は、今申し上げましたとおり、町内在住、町内出身だけではなくて、全国からその対象者を、適宜医者になりたい人は対象になるというようになっております。しかし、厚岸と違います場合は、現行の制度でいきますと、ご指摘がございましたとおり2万5,000円あります。しかし、医学生は多大な入学金、そしてまた学習資金がかかるわけでありまして。そういうこともあろうかと思っておりますが、常呂町におきましては10万円あります。大学院でありますと19万5,000円あります。

そういう点を考えますと、その先例地で行われております条例等も今後検討しな

がら、厚岸町としてはどのように効果が上がるのか。先ほど申しましたけれども、もちろん財政も伴うわけであります。そういう意味において、医師確保対策の一環として今後研究させていただきたいというように考えておりますので、これについてはご理解をいただきたいと存じます。

議 長

3回目の質問については午後からにしたいと思います。

午後からの再開は1時10分といたします。

休憩いたします。

休憩時刻 12時08分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻 13時10分

午前に引き続き、5番、中川議員の3回目の質問を行います。

5番、中川議員。

5 番

私の3回目の質問をさせていただきます。

愛冠の崩落関係につきまして、先ほど町長の方からご答弁いただきましたように、組合と十分協議して対策を練っていただけるということでございます。昼休みに水産課長とも若干お話を聞いていましたけれども、相当計画では、離岸堤やら、あるいは道路をやったり、海の方からやらなければならないのではないのか、それから山の方に行くのではないかというようなお話も聞いておりますが、そうしますと、離岸堤等々をやりますと漁場がなくなってしまうので、町長が答弁していただきましたように、組合と十分協議していただいて、余計経費もかからない、漁場も失われないような方法で、しかも、私が今質問をさせていただいたことにつきまして十分協議していただいて、私も漁民の一人ですが、漁民の考え方をやっていただくようお願いしたいと思います。

それから、大学進学 of 奨学資金につきましてでございますが、教育長といろいろ質疑をするところでございましたが、途中で町長の方に振ってしまいまして、本当に申しわけなく思っております。どうかお許しをいただきたいと思っております。

昭和41年ですか、それから、その後昭和50何年かに、1人ずつ医大生にも奨学資金を貸しているということでございますが、先ほど町長の方から答弁いただきましたように、普通の大学であれば2万5,000円だということでございますが、昭和41年とその後の2名に、当時の額ですけれども、幾らぐらい医大生に貸していたのか、その辺お答えをいただきたいと思っております。

議長 水産課長。

水産課長 3回目のご質問の件でありますけれども、恒久対策としての要望ではなく、小規模な事業として要望につきまして、漁協ともども協議してまいりたいというふうに考えてございます。

議長 管理課長。

教委管理課長 奨学資金の関係でお答えいたします。

医学課程に在学していた奨学生の昭和41年度1名でございますけれども、このときは、大学になりまして、月額5,000円でございますから、6年間というふうになります。それから、昭和53年にも1名ございましたけれども、このときは月額1万円ということで、6年間というふうになります。

議長 以上でございます。

議長 以上で、中川議員の一般質問を終わります。

次に、13番、菊池議員の一般質問を行います。

13番、菊池議員。

13番 第1回定例会一般質問通告により、第1回目の質問を行います。

まず、第1点目は、地域再生事業債についてお伺いいたします。

国と地方の税財政を見直す三位一体の改革が各地方自治体の財政運営に大きな影響を及ぼし、厳しい財政難で、予算を組むことが非常にきつい状況にあり、地方財政への配慮を求める全国的な動きに対し、政府は地域再生事業債の枠を拡充し、各地方自治体の不安を少しでも解消する旨の前向きな表明をしていますが、この地域再生事業債はどのような形態の事業なのか、どう配分され、町はどう対処しようとしているのか、内容について把握されておられると思いますが、お聞かせいただきたいのであります。

ちなみに、最近の国会で与野党より質問が続出し、財政難によって予算計画に苦しむ自治体が多くなっている状況にあって、政府はどのように対応しようと考えているかについて考え方や姿勢をただしたのに対し、麻生太郎総務大臣は、地域再生事業債枠の拡充、いわゆる8,500億円程度などいろいろあると思うと表明しています。

北海道・東北自治協議会は、地域再生事業債の適切な配分と地方財政への配慮を求める緊急提言3項目を総務省と財務省に申し入れました。このことについては最

近のマスコミ情報でご承知のとおりであります。町理事者の考え方についてお示しいただきたく、質問するものであります。

次に、第2点目は、「あみか21」の利用状況についてお伺いいたします。

「あみか21」は、町民の保健福祉、健康維持、健康増進指導施設として町民から親しまれていますが、この施設の利用状況についてお示しいただきたいと思っております。各項目について、資料でお示し願えればと思っております。

(1)として、健康増進室の利用状況はいかがですか。

イとして、年間利用状況、年代別、男女別、症状別、時間帯、延べ人数等、把握している事項の状況についてお示しいただきたいと思っております。

ロとして、インストラクター——ここでは理学療法士——とのコミュニケーション、利用者満足度調査、好転例などをお話いただければと思っております。

(2)として、この施設の総体的な状況について。町民がこの施設を十分に理解され、浸透されているかなどをお示しいただきたいと思っております。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

13番、菊池議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域再生事業債についてのお尋ねですが、本事業債は、地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し、地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が円滑に事業を実施できるよう、平成16年度において新たに創設された地方債であります。

この地方債の発行は、許可される要件については2つあります。1つとして、平成16年度当初予算、地方単独事業費の対前年度当初比が、地方財政計画の投資単独事業費の対前年度比マイナス9.5%を上回る団体。2つ目として、平成15年度の標準財政規模に対する平成16年度当初予算の地方単独事業費の比率が13%を上回る団体、この2つの要件のいずれかに該当すれば、起債発行が認められることになっております。

しかし、厚岸町は、1つ目についてはマイナス24.9%、2つ目については10.6%といずれも該当せず、現在のところ、この地方債を活用して財源とすることはできないものと考えております。

一部マスコミ報道において、地方の収支不足——赤字を補うために地域再生事業

債の弾力的運用を行うかのようなことが取りざたされていますが、現段階においてそのような情報は入っておりません。

続いて、2点目の「あみか21」の利用状況の質問にお答えします。

まず、健康増進室の利用についてですが、初めに、健康増進室の利用方法についてご説明いたします。

健康増進室は、理学療法士の指導のもと、健康機器を利用した運動により、その効果判定を行っています。したがって、初めて利用しようとする場合には、理学療法士による体力テストが行われます。ただし、身体機能上体力テストは困難と理学療法士が判断した場合は、体力テストは行わず、軽い運動ができる健康機器の利用を開始いたします。

ご質問にございます年間利用状況についてですが、開設時からの状況についての資料をお配りしております。

時間帯、延べ人数については、健康増進室予約表から抽出したものです。9時から17時の日中と、18時から21時の夜間に区分して集計しております。なお、夜間は火曜日と木曜日の週2日の開設となっております。

平成12年度の開設時は、延べ 5,302人の利用がありました。平成13年度では3,765人、平成14年度と平成15年度はほぼ横ばい状態で、開設後4年間では、延べ1万6,517人の利用となる状況であります。なお、1日平均利用者数は、平成15年度は15.7人となっております。

男女別、年代別については、延べ人数では把握しておりませんが、体力テスト受験者データから抽出したもので説明いたします。まず、男女別では、平成12年度の開設時から平成16年2月までの利用者数は、男性453人、女性1,053人で、延べ1,506人となり、その比率は、男性30.1%、女性69.9%となっています。

年代別については、10代が25.6%と最も多くなっておりますが、20代から70代では、大体平均的に10%台の利用となっています。なお、80代は、転倒骨折予防教室など、町の主催による事業の利用者が多くなっております。

症状別については、利用者全員について調べたものがないため、お示しすることができません。

インストラクター——理学療法士とのコミュニケーション、利用者満足度調査、好転例などについてですが、新規利用者に対しては、理学療法士が利用希望者の歩

き方の観察や運動目的の聞き取りなどを行い、トレーニング機器の使用方法、効果的なトレーニング方法、注意事項の説明をしています。理学療法士が不在であるときは、保健師が機器の使用方法と注意事項の説明を担当し、効果的なトレーニング方法につきましては、後日理学療法士が指導に当たっています。

注意事項としましては、使用する前に当たっての血圧、脈拍、全身状態に関することを掲示板に張りつけていますが、トレーニングを行うに当たっての、その危険性について直接利用者に説明し、認識をしていただいています。

なお、休憩しないでトレーニングを続けていると体に負担が蓄積し、運動が逆効果になる場合もあります。器械を使って運動することだけが運動ではなく、休憩も含めて運動であるということ、この休憩の必要性について必ず利用者の理解を得るよう説明しています。

新規利用者や一定期間のトレーニングを修了した場合には、体力測定機器で体力測定を行います。その評価はコンピューターで行い、受験者に対し評価記録用紙をお渡ししますが、この評価記録用紙の見方、問題点をできる限り簡潔に説明しています。

利用者満足度は、特に調査したことはございませんが、利用者からの聞き取りを行い、その情報を平成15年12月発行の「広報あつけし」に掲載しましたので、その中から一部を引用しますと、「人間ドックを受けたところ、血糖値が正常値よりかなり高く、驚いて通うようになった。今では血糖値も正常になって、のども乾かないし、薬を飲まずに済んでいる。うまく健康管理ができたこと。医者からも太鼓判を押されている」、「ウエストが7センチ縮まって、ズボンをつくり直した」、「絶対無理しないで、継続していれば必ず体は調子よくなる」、「血圧の薬が一番弱い薬になった」、「腹の出っ張り方が目立たなくなった」、「旅行に行っても歩くことが大儀でなくなった」、「デパートへ行っても疲れない」などの利用者の声がありました。

次に、この施設の総体的な状況ですが、ただいまお話しました健康増進室の利用のほか、平成15年度は、2月末までではありますが、1階の検診スペースや機能回復訓練室を利用した各種の健康診断、健康相談、機能訓練や転倒予防教室などが136回開かれておりますし、2階の福祉団体室、視聴覚室は会議などで94回利用されており、和室は障害者団体の方を中心に92回の利用、調理実習室も、栄養教室や

調理研修などで43回の利用がありました。また、2階の母子通園センターでは、児童デイサービス事業を行っております。

そのほか、施設全体を使った「いきいきふれあい食と健康まつり」も開催され、多くの方が参加をいただいております。

乳幼児から高齢者、障害者と幅広い町民から利用されており、保健福祉の窓口として、町民に広く理解されているものと考えます。

以上でございます。

議 長

13番、菊池議員。

1 3 番

町長よりお答えをいただきました。1番目、2番目とも、非常に詳しく説明をいただいたわけですが、地域再生事業債から、まず質問してまいりたいと思います。

地域再生事業債についてであります。この制度というか、事業の設置によって、平成16年度の地方自治体の財政対応について、本当に不安が解消されるかという点がポイントとなるわけですが、このことについて、地元選出の国会議員の国政報告によりますと、本事業債 8,500億円の確保により市町村自治体の不安を解消できて、心配される財政破綻は起きないと説明しているわけですが、役場もそういうふうにとらまえているのでしょうか。

今、この回答をお聞きするところによりますと、2つの条件があるということですが、条件は、厚岸町は満たしていないと。この事業債の2項目の要件を満たしているのでしょうかというのが疑問でありましたが、2回目の質問をするつもりでございましたら、満たしていないということですが、これで、仮に事業債が要望により4月に配分されたとして、今年度地方交付税に算入されるのでしょうか。

ところで、報道では、地方交付税の実質的な減は対前年比マイナス12%程度になるとしています。このたび政府は、地方自治体の予算編成の指針となる2004年度の地方財政計画を2月6日閣議決定しましたが、地方交付税は、交付税の不足分を補う臨時財政対策債の発行額も減ったため、実質的には12%減となり、このため歳入確保が難しくなり、各自治体は予算編成に苦しむ状況となっております。

そこで、地方債は、歳入確保のため新たに地域再生事業債を設けたことから、赤字地方債などを除いた通常分は10.3%増となっているとされています。臨時財政対

策債は地方交付税の削減を穴埋めするために発行される赤字地方債で、国の地方財政計画で発行額が決められますが、2004年度の地財計画では、発行が前年度比28.6%マイナスとなり、多くの自治体が、地方交付税とのダブルパンチで厳しい予算編成を迫られているわけでありませう。

そこで、行財政課にお伺いしますが、まず1つ、厚岸町の想定していた2004年度の地方交付税の金額は幾らで、実際はどのくらいになりますか。

2つ目に、交付税を補う臨時財政対策債の予定金額は幾らで、実際は幾らくらいになりますか。

ちなみに、こちらの今まで説明がありましたデータを見てみますと、以前に財政改革委員会のまとめで、町の財政と行政見直しの必要性についての報告では、地方交付税は35億円、2つ目に、中期財政推計によりますと37億 3,500万円、第4期総合計画第5次実施計画では37億 3,508万 2,000円、このたびの提出された予算では36億 6,779万 7,000円となっています。このように、各計画の推定の比較では若干の、あるいは1億 6,000万円から2億 3,500万円の差が、いわゆるずれがあります。この辺をご説明願いたいのであります。

次に、交付税を補う臨時財政対策債の予定金額は幾らで、実際は幾らかということでございますけれども、ちなみに、以前に財政改革委員会のまとめで、平成16年度は5億 1,000万円と推定しています。予算では3億 6,420万円となっております。このたびの平成15年度の補正予算では5億 1,020万円ですね。この辺を説明していただきたいと思います。

各自治体に2004年度の読みに狂いが出てきているのが実態ですが、厚岸町はどうでしょうか。

ここで町長にも要望しておきますが、地域再生事業債は、赤字地方債にかわるもの、いわゆる臨時財政対策債にかわるものと考えます。政府は、地方交付税を減らし、臨時財政対策債の発行額も減らし、地方自治体の苦悩打開のために新たに地域再生事業債を設けるという状況になっていますが、町長は、いま一度国に対して財政の配慮を強く促してほしく、町村会を通してさらなる交渉を期待するところでありませう。ご所見をお願いいたします。

次に、確認事項として、地域再生法の国会提出はこのたび先送りとなりましたが、この地域再生法と地域再生事業債とは別個のものと判断してよいか、プログラムが

法改正となっていますので、お聞きします。これは名称が同じような類似語句になっていますので、確認のためであります。地域再生法と地域再生事業債は別個のものかということは、事業債はこの再生法に含まれているプログラムかということを確認したいのであります。

次に、「あみか21」についてであります。町民が安心して暮らせる福祉、住んでいることが誇りと思えるまちづくり、ノーマライゼーション、バリアフリーなど、障害者の方への優しいまちづくり、町民の健康保持に目を向けたまちづくりが大切なことは、常日ごろの論議で明らかですが、「あみか21」は、健康増進と福祉活動を充実し、さらにさらにPRすることにより町民の利用がふえるとともに、健康づくり、維持増進が図られていくものと確信します。

利用の状況についてお示しをいただきましたが、データを一応平均しますと、日中9時から17時まで利用の人は、健康機器利用は3,080人、これは単純に1万2,319人を4で割ったわけですが、夜間18時から21時までの健康機器利用は1,050人——これは4,198割る4です——程度で、表では4,517割る4、4,129人と解釈いたしますが、グラフで見ますと、平成13年度から横ばいで、年間平均3,738人前後、いわゆる平成12年度5,302人の突出分を省いて計算すれば、この4年間で、全部で1万6,517人の方々が健康増進室をご利用なされていることとなります。

そこでお伺いいたしますが、日中と夜間の1日当たりの平均データが出ておりますが、日中12.8人、夜間10.8人、1日平均17.2人とありますが、時間のローテーションは、今ちょうどいいのか、それともまだ余裕があるのかについてをお聞きしたいと思います。

それと、利用者のアンケート調査をしているか。していなければ、今後のためにも、よりよい利用度と利用者の満足度を上げるためにも必須事項と考えますが、いかがですか。

1回目の答弁で、非常に詳しくインストラクター——理学療法士との触れ合いについて説明いただきました。今現在の日本国民の3大不安の実情は、1つには失業率の過去最大、2つ目に年金の将来、3つ目に病院・介護・社会福祉となっている時代であります。社会福祉と健康問題は、一番身近な問題として、町民も「あみか21」に期待しています。努力を期待して、2回目の質問を終わります。一応答弁を

議 長
町 長

お願いいたします。

町長。

私からは、ご質問の中で、地域再生事業債について、町長の今後の姿勢についてのお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

あとの問題についてはそれぞれの担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

この地域再生事業債といいますのは、お聞きいたしますところ、当初は全く国も考えておらなかったということでもあります。しかしながら、今、菊池議員からご指摘がございましたとおり、各自治体の平成16年度の予算編成に当たって、地方交付税の大幅な減額等をする中で、予算が組めないという厳しい国に対しての指摘があったわけでもあります。そういう中で、政治的な判断の中でこの制度が盛られたというように聞いておるわけでございます。

確かに、今日の厚岸町の財政、ますますと厳しく相なっておるわけでもあります。地方交付税、臨時財政対策債、あわせてマイナス12%の減額であります。過去は、4年間の地方交付税の減額でありましたけれども、本年度は、事実上の初めてのマイナスであります。そういうことを考えますならば、厚岸町のみならず各自治体すべてが、厳しい財政事情、そしてまた、苦慮した中での予算編成になっているということでもあります。

きのうの私の執行方針でもお話いたしましたけれども、今後全国の自治体と相携えて、今日の厳しい財政事情を訴えながら、地方に温かい政治配慮をできるような行政をさらに続けてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

私の方から地域再生事業債についてご説明申し上げますけれども、まずもって、この地域再生事業債については、今厚岸町が発行しています臨時財政対策債、これは赤字地方債でございますけれども、それとは基本的に違いがございます。なぜかという、赤字地方債という位置づけにはなっておりません。ですから、この地域再生事業債については、あくまでも建設事業のはざまを埋めるといいますか、基本的に、今の段階でございますけれども、建設事業に充てる起債、地方財政法第5条の範囲内で建設事業に充てることになっておりまして、赤字地方債に充てるという

状況にはなっていないというのが、まず1点あります。

それで、この起債につきましては、発行するしないにかかわらず、国は後年度において地方交付税の基準財政需要額に算入すると言っております。それは、何で算入するかというと、人口規模の測定単位で算入する。発行してもしなくても、一応人口規模で財政措置はされるということになってございます。そういう起債内容でございます。

ですから、そういう意味では、この地域再生事業債をもし配分を受けたとしても、この事業をやる部分におきましては、補助金があり、起債があり、一般財源はありますけれども、もしくは、起債があり、一般財源がない事業というふうなものがあると思いますけれども、そういうはざまを埋める、建設事業に対して一般財源を救うという形の地方債の形になっているということでございます。

ですから、新聞報道で、一部赤字を補填するんだと、収支不足を埋めるんだという、今まで発行している臨時財政対策債とは性質を異にしているということの、今の状況であります。今後の中でどう変わるかわかりませんが、今の段階ではそうなっている。

そういう中で、4月の早々にこの配分がされると言っておりますけれども、厚岸町といたしましては2つの要件を満たしておりませんので、4月上旬にはきっと配分はされないだろうというふうに私どもは思っております。ですから、財政当局としては、この再生債が収支不足の解消に寄与するということは考えておりません。寄与ができないというふうに考えております。ですから、解消されるものではないというふうに、今のところは考えております。

それと、先ほど地方交付税と臨時財政対策債の数値の関係を質問されておりましたけれども、現実的に、今回第2次の財政運営基本方針の財政推計を立てさせていただきました。それと、今回3カ年実施計画に出ささせていただいています財政推計の数値関係については、特に交付税については合致しております。ただ、昨年の段階で財政推計をした8月段階の数値でございますけれども、それだと、比較しますと、先ほど議員がおっしゃいましたその数字を、当時交渉した数字としてありますけれども、現段階としては、その後段になっている第2次の財政運営基本方針、もしくは3カ年の実施計画の数値が、今、財政推計している、もしくは平成16年度の収入財源を見ているものと一致しておりますので、それを参考にした中で、数値

をご理解願いたいというふうに思っております。

それで、普通交付税でございますけれども、昨年度につきましては36億 3,400万円で、平成16年度の見込みでございますけれども、33億 800万円というふうに予定しております、約9%、これは当初予算に計上している数字でございます。それと、臨時財政対策債でございますけれども、これも、先ほどの説明で申し上げましたとおり5億 1,200万円、これは、一応昨年の段階では、ルール計算の中で計算しておりましたけれども、結果的には5億 1,020万円ということで決定になっておりますので。それから、これもまだ平成16年度については配分が決まっておりませんが、28.6%減額になるという状況でございますので、それを計算しますと3億 6,420万円、28.6%の減になるだろうというふうに見ております。

さらに、一般財源であります普通交付税と特別交付税をあわせたものを含めて、特別交付税については今年度から来年度に向けて6.5%減になるという状況でございますので、それらをかながみますと、すべてこの3つの交付税と臨時財政対策債を考えますと、約41億円が平成16年度の見込みになるだろうというふうに考えておりました、今年度の状況から、今年度はまだ特別交付税は決まっておりますけれども、平成14年度の特別交付税から7.5ポイント下がるというふうに今言われております。まだ決定はなっておりません。

それを見込んだ数字で考えると46億円ですから、逆に言うと、5億円の財源不足が、この2つの交付税と対策債において起きているという状況であるということをご理解を願いたい。ですから、議員おっしゃいますとおり、非常にダブルパンチを受けているという状況になっております。

それと、この地域再生事業債については、地方財政対策の地方債計画の中の項目でございますので、今言われている地方再生法との関係はございません。ですから、あくまで地方債計画の中の起債の発行についての文言だということをご理解願えればというふうに思っております。

以上でございます。

保健福祉課長。

議 長
保健福祉
課 長

「あみか21」の利用の状況の関係でございますけれども、健康増進室の利用状況から、もっと受け入れが可能かどうかということでございますけれども、健康増進室での対応は理学療法士が行っておりますけれども、増進室ばかりではなくて、ほ

かにもいろいろな事業に参加しております。転倒骨折予防教室、また痴呆予防教室、健康づくり講座、機能訓練、その他母子通園センターの方にもかかわっておりますし、地域に出て実施しております転ばない講座などは、今年も既に44回出ているというような状況です。このようなことから、日中常時「あみか」にいる状況にはなっておりませんので、日中利用に来られた方になかなか適切に対応できない部分がございます。

先ほど、1回目の答弁でもしておりますけれども、理学療法士が不在のときは看護師が対応するというので準備しておりますけれども、できるならば理学療法士のいるときに来てもらいますと、体力測定などもできますし、一番都合がいいわけでございます。週2日やっております、火曜と木曜の夜間開放につきましては、ほぼ理学療法士が在席しておりますので、このとき来ていただくと、体力測定も健康機器の利用とあわせて行えるというような状況になっております。施設の器械の状況等からしますと、若干の受け入れ増加は可能なものと考えております。

それから、アンケート調査の実施の関係でございますけれども、これにつきましては、調査の方法とか調査の内容等を検討いたしまして、ぜひ実施したいと考えております。

病院、または医療、社会福祉、これらについて不安を感じている住民が多いということがございますけれども、町民の健康づくりを担う施設として、できる限り努力してまいりたいと考えております。特に、高齢者の方については、従来健康づくり増進室の方でも利用が結構多いわけですが、出かけて、中間層、現在働いている方に対する健康づくりへの取り組みがなかなか進んでいない現状があります。これらについて、新年度においては力を入れていこうかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長

13番、菊池議員。

13番

課長より答弁いただきましたけれども、地域再生事業債、この事業が厚岸町の不安を解消できるかということは、先ほど述べたとおり条件が該当しないということになれば、意味が薄れてくると思うのでございますけれども、先ほども、行財政課長が答弁した中で、臨時財政対策債は赤字地方債でないという表現をしましたですね。

(発言する者あり)

13 番

再生債が……そうですか、わかりました。

地域再生事業債が本当に自治体の不安解消にならないということになるんですね、
答えが。一応、地方財政計画の投資単独の対前年比、マイナス 9.5%を上回っている
事業を実施する団体と、全国の標準的な投資規模を勘案して定める額、平成15年
度の標準財政規模の13%を上回って事業を実施する団体と、これをわかりやすくい
うと、厚岸町の場合どういう事業なんですか。

それから、地方交付税に算入されるかということ聞きこぼれたと思うんですけども、
地方交付税に受けたとして、算入されるんでしょうか。その辺もう一度答
弁願います。

それから、「あみか21」につきましては、いろいろと詳しく説明いただきまして、
第2回目の質問に対しても福祉課長より答弁いただきましたから、私はこれで第2
問目については納得いたしました。

もう一度、地域再生事業債についての件について、行財政課長に詳しくお願いい
たします。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

地域再生事業債について再度ご答弁を申し上げますけれども、臨時財政対策債が
赤字地方債でありまして、これが赤字地方債ではないということでお話させてい
たきました。それで、先ほど、この事業については、基本的には建設事業のはざま
を埋めるんですという話をいたしました。

ですから、平成16年度の状況の中で、もし、この率がクリアされたと仮定してお
話をさせていただきます。クリアはしておりませんが、したというふうに仮
定して考えますと、新年度で実施していきます一般廃棄物の最終処分場の一般財源
に対する額、1,970万円程度あるんですけども、これらが起債に充当できるとい
うことに相なります。さらに、造林事業だとか事業でやって、一般財源補助事業、
単独事業、起債を借りて行う事業があるんですけども、これらについての一般財
源の部分、極端に言いますと 100%まで該当することができることに相なるとい
うふうに、今のところ考えております。

その金額は、この厚岸町の平成15年度当初で考えると幾らになるかということ、一
応はざまの起債を受ける事業が 4,400万円あるということで、この事業のハードル
が下がって、もし認められたということに仮定すると、その 4,400万円という事業

債がこの地域再生債として認められるのではないかというふうに考えております。
あくまでこれは仮定の話でございます。

それともう一つ、財源措置の考え方でございますけれども、これは、この起債が発行しても発行しなくても、平成17年度から、今年度を平成16年度と仮定しますと来年度から、普通交付税の中の基準財政需要額に算入されることとなります。それは何で算入されるかといいますと、人口で単位費用なり補正係数という係数がかかってくるんですけれども、それに計算して算入すると国は言っておりますので、全国的に人口規模において何らかの財政措置が一応されるというふうな、丸めもあるかもしれませんが、されるという状況になっている。基準財政需要額の中に、人口規模で、人口の人数によってその額が交付税の中に算定されるということでありますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議 長

以上で、菊池議員の一般質問を終わります。

次に、7番、中屋議員の一般質問を行います。

7番、中屋議員。

7 番

平成16年厚岸町議会第1回定例会に、通告してあります2点について質問をいたします。

1点目は、糸魚沢小学校の休校についてであります。

糸魚沢小学校が休校してから、今年の4月で丸5年になりますが、平成11年第4回定例会で教育長の報告によりますと、複数年休校間を設け、その後廃校の措置も考え方を糸魚沢住民に示したと報告がありましたが、その後、廃校について検討されているのか。もし、廃校を検討しているとしたならば、時期的にいつなのか示していただきたいと思っております。

2点目でありますが、宮園スケートリンクの路盤沈下についての状態でございます。

平成5年1月に、釧路沖地震により路盤が亀裂、また、北海道東方沖地震によりリンクの路盤が沈下を生じ、平成12年に私が質問したときに、路盤沈下の最大31センチと説明がありました。現在は何センチ沈下しているのか。また、今後スケートリンクの路盤沈下がどのように改善するよう進めていく考えがあるのかお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長
教 育 長

教育長。

7番、中屋議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目、糸魚沢小学校の休校についてでございます。

平成11年4月より休校しております糸魚沢小学校は、本年4月で5年になりますが、その間、地元自治会との協議、活用計画策定及び有効活用を図るため、庁内組織であります。厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会を設置し、検討をしてまいりました。また、厚岸町文化協会との協議やホームページに有効活用のアイデア募集の掲示板を掲載するなど、広くご意見を聞いてきており、幾つかの検討すべきご意見もいただいております。

そのような中、昨年11月、会計検査院に「廃校状態の学校に対し、休校扱いで地方交付税を余分に配分」と指摘され、総務省が交付税算定の数から除く方向で検討を始め、実施が確実視されていることや、文部科学省においても休校の実態調査がされるなど、休校に対する見方が急展開する中、糸魚沢小学校においても、早期に利活用の方向性を定める必要性に迫られております。

したがいまして、現在までの検討会議の内容やいただいておりますご意見並びに現在の町財政状況などを総合的に勘案しますと、当面、音楽活動、絵画、写真などの各種サークルや個人などの創作活動の拠点として、作品展示のギャラリーや発表会場としての利用、また、それらの技術を子供を含む一般の方に指導いただくなどの社会教育活動として、利活用を図っていきたいと考えています。

そのような方向性を定める中で、できれば平成16年度中に廃校手続を進めたいと考えております。

続いて、2点目、宮園公園スケートリンクの路盤沈下状況についてでございます。

宮園公園スケートリンクの路盤沈下の現状につきましては、昨年10月に路盤沈下を計測したところ、最大で38センチの沈下が見られ、平成12年8月の計測時からさらに7センチ沈下が進んでおり、いまだに沈下はおさまっていない状況にあります。

次に、今後、スケートリンクの路盤沈下などの改善をどのように進めようと考えているのかとのご質問にお答えします。

初めに、リンク改善のためにこれまで行ってきたことを申しますと、災害復旧工事のほか、縁石のかさ上げ補修や高低差解消のための盛り土、さらには、本年度行いました板枠の取りつけなどがあります。今後における抜本的な改修につきまして

は、リンクの路盤沈下が進行している間は大変難しい状況にあるため、路盤沈下が安定するのを見きわめた上で、改修工法や財源などの検討を加え、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成16年度については、簡易的な補修にとどまらざるを得ませんが、路盤の低い部分への盛り土や亀裂部分への水漏れ防止対策で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長
7 番

7 番、中屋議員。

ただいま教育長からなる説明がありましたが、糸魚沢小学校の廃校についてでございますが、今までの制度では、補助金で建設された学校など施設、目的外に、建設後一定の期間を過ぎないと、その補助金を返還しなければならないという厳しい規則があったと聞いております。しかし、このたび政府は、地方自治体が補助を受けて建設した学校など施設を、地域活性化のために、当初の目的外転用をしても補助金を返還を求めない方向で最終調整に入ったと新聞で報道されていたんです。

ところが、それから1週間ぐらい、2月27日に、地方再生ですか、141件、その中に、廃校となった小学校など補助金対象を目的外使用する際、補助金を返還を求めない、免除すると。また、地方自治体が、今年の5月まで、支援策を活用した地域再生計画を政府に申請した場合、もし政府で認定したとしたなら、集中的に支援策を受けられる、その新しい事業に対して協力的に支援しますと、補助金を出しますという決定をしたという報道をされておりました。

そういうことは、もちろん教育委員会の人方はもう知っていると思いますが、今年の5月までにその利活用をすぐ考えなさいといったって、到底もう無理だと思うんです。でも、この新聞報道で見ると、今年の5月まであれすると、集中的にその事業に対して全面的にバックアップしますと。その141件の中には、そのほかにまだまだあると思うんですが、だからこそ、いつ廃校を考えているのか。もし、休校が解けて、将来的に学校としてまだ活用できますというのがあるんだったらそれは別なんですけれども、私の調べた中では、残念だけれども廃校しなければならないのではないかなという予想なんです。

としたならば、もう少し積極的に教育委員会もそういうことを含めてやってほしかったなど、やるべきでなかったのかなど。もちろん、これは教育委員会で知って

いたと思うんですけども、そういうことで、今後も強力的に、今の教育長の説明では、平成16年度に廃校する予定という答弁がありました。そういうことを踏まえて、地域住民の人方が納得すれば、積極的にやってほしいということです。

それから、2点目でございますが、2点目の質問に入る前に、今年は大変異常気象でもって、去年の12月末に大雪が降ったり、途中で雨、雪、そしてまた落ちついたと思ったら雪や雨と繰り返して、体育振興課の皆さん方、リンクを本当に一生懸命やって整備してくれたということは大変ご苦労さまでしたと、質問する前に、まずお礼を申し上げておきたいと思えます。

そこで、私が前の体育振興課長さんに質問したときに、その前の課長さんも、質問したときに同じ答弁を繰り返されて、この間も、つい最近も、議員さんが質問したときにまた同じ答弁を繰り返されたと、非常に残念だと思えます。

というのは、前々の課長さんにも、前の課長さんにもお願いしたのは、確かに路盤沈下はわかりますと、沈下しているのは間違いないです。ただし、父兄というのは、高学年になると卒業します。そうすると、新しい父兄がまた入ってきます。そうすると、同じことを聞かれるんですよ。「あのリンク何とかならないのか」。だから、1年に1人や2人、必ずこのリンクでもって質問すると思えます。非常に残念に思えます。

だから、私は前もって、前の前の課長さんにもお願いしましたが、地質調査なり何なりして地盤の中を検査をして、今こういう状態で、まだまだ沈下が続くんですと、そういうはっきりしたものを求めたのですが、残念ながら、ただ沈下していません、沈下していません。だったら、沈下はいつまで続くんですかと聞きたいぐらいです。でも、到底わかりませんよね。わからないのは当たり前ですよ。そのために地質調査をして、地下がどういう状態になって、まだまだ沈下が続きますと。残念だけれども、今大規模に修理することはできないんですと、そういう明確な説明が欲しかった。そうすると、我々も父兄から来るんです。「おまえ、学生時代野球やったり何なりやってスポーツマンだったのに、今、スケートリンク」、毎年同じことを聞かれるんだ。けれども、ただ「沈下するので大規模に修理できないんだ」と、残念だけれども、そういう説明しかできないんです。

確かに沈下していることは間違いないです。今の説明では、後から見たんですけども、新聞報道で見ると最大40センチとかって報道されていましたが、だから、

議 長
教 委
管理課長

もう少し新しい子供方のお母さん、お父さん方が、スケート同好会でも、スケート少年団にも入ってきたときに、きちんとした説明ができるような措置をせめてやってほしい、積極的にやってもらいたいと。

2回目の質問を終わります。

教育委員会管理課長。

1点目の、糸魚沢小学校の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

ご質問者もお話のありましたように、糸魚沢小学校は、昭和54年、55年ということで、校舎、体育館、いずれも国庫補助金を受けて建設したものでございますから、小学校の転用に当たりましては、補助金を返さないで転用していくというのが私どもの基本的な考え方でございまして、そういった中で、教育委員会内部でも、さらには庁内で組織しております余裕教室等活用計画策定委員会の中で検討してきたわけでございます。

私どもの内部、あるいは町の文化協会との協議もございましたけれども、広く町民、あるいは町民以外からも、糸魚沢小学校の利用についてのアイデアを募集したいということで、実はホームページを開きまして募集したところ、いろいろな意見をいただいております。そういった意見を参考にしまして、さらには、現在の町の財政状況、そういったことも十分考えまして、現在のところ、私どもとしましては、比較的施設の改造費が少なく済む等々のことから、音楽活動、絵画・写真などの各種サークルや個人などの創作活動の拠点としてということで、こうしたことで利用を図っていくということで、現在検討を進めているところでございます。

ご質問者もお話がありましたように、地域再生計画というような事業の中で、これ以外にもあるようでありまして、いずれにしましても、補助金がつきましても必ず一般財源という部分が伴ってまいりますから、その辺については、現在の財政状況からしますと非常に難しい面があるかと、このように考えてございますけれども、やはり、広く検討はしていきたいというふうに考えてございます。

それとは別に、教育長の方から前段の方で会計検査院の指摘という中で、休校がずっと続いているということは、地方交付税の方の基準財政需要額の方に算定されているということで、これについては検査院の方から指摘をされておりますから、早い段階で、校舎の問題については、指摘といいますか、そういったことの廃校の利用計画という部分が早期に立てるようというところでの指導は入ってくるのでは

ないかと、このように考えてございます。できるだけ早く、国の方に補助金を返さない方向での利用計画を立てていきたいというふうに考えてございますので、その点ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
体育振興
課 長

体育振興課長。

スケートリンクの沈下の関係でございますけれども、今、ご質問者のおっしゃるとおり、前回も同じような質問を受けていたわけでございますけれども、同じような答弁しかないのは、非常に残念な状況でございます。

それで、いろいろ調査もどうかということでもございましたけれども、以前にもお話をさせていただいた経緯もございますけれども、例えば、ボーリング調査をすることも必要かと思えます。しかしながら、実際、今ここを見ますと沈下がおさまっていない状況でございますので、やはり、おさまった時点でボーリング調査が必要かと、そういうことも関係課とも協議をさせていただいているところでございます。

そういう状況の中でございますので、1回目の答弁で申し上げたように、できるだけ現状のリンクで早い時期に利用者が活用できるような状況を、簡易的な方法でございますけれども、先ほど答弁したように、現在の低い部分に——前回よりも低くなっているわけでございますから、そこに盛り土の対応、それと亀裂部分、やはり漏れがあるわけでございますから、それを防止する対策を講じてまいりたいと、こう考えております。

それと、愛好者、スポーツ少年団等の、そういうお話し合いということでございます。それにつきましても、平成15年度につきましても、リンク開始前にも少年団の関係者と実態をお話をさせていただいている状況でございます。

いずれにいたしましても、今後とも状況を十分理解をしていただいた中で開放をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議 長
7 番

7番、中屋議員。

今、廃校について課長から説明ありましたが、やはり、新しい事業をやるのにお金がかかると、財政が緩くないからできないんだと、私にはそうとれたんです。だから、なるべく補助金をもらっても返さなくてもいいような、便利ないい補助金があれば、それを活用しながら事業を起こしていきたいという今の説明だと感じたんですが。

その事業をやるのにどういう事業、今、ぱっと、音楽だとかそういうものと説明

ありましたが、事業をやるのにお金のかからない補助金、もちろんあると思うんですけれども、そんなことを言っていたら前に進んでいけないと思うんですよ。多少かかっても、本当に町民のため、住民のためになるんだということだったら、少々お金を出して、財政が緩くないかしらんけれども、町長部局にお願いして何とか頼む、前向きでやってほしんですよ。

それともう一つ、去年の秋に厚生文教でもって視察したときに、ちらっと寄せてもらいました。ギンバエすごいですね、死体が。休校になって4年、5年になる中で、掃除を何回しているんですか。クモの巣はかかったまま、校長室の机、いすにはほこりだらけ、お日様ががんがん当たるから色は変わっている、ギンバエは、大げさに言えば、じゅうたんを敷くようにざっくり死体がある。去年の秋ですよ。今までで何回掃除しているんですか。少し何か利活用しようとする建物であるならば、もう少し手入れをよくする必要があるんじゃないですか。その点、答弁お願いいたします。

それと、スケートリンクのことですが、確かに、今課長が言ったことはわかります。でも、逆に、地盤をボーリングをして、だったら課長聞くけれども、いつまであの沈下は続きますか。私も、議員をやっている間沈下がおさまるという保証はないです。課長も、定年まで課長をやっていて、その前におさまりますという保証はありますか。だからこそ、ボーリングをして地盤の中を調べて、地下を調べて、これならまだまだ、恐らくぐちゃぐちゃになっていると思うんです。やわらかくなっていると思うんですよ。その逆もあり得るんじゃないですか。

3回目の質問を終わります。

議長
教委
管理課長

教育委員会管理課長。

糸魚沢小学校の利用の関係でお答え申し上げたいと思います。

私どもも、この利用をするに当たりまして、外部からのいろいろなアイデアをお聞きした中で、やはり、一つに音楽活動の部分で、非常に鳴り物でございますから、なかなか吹奏楽、あるいはそういった音楽の練習する場がないということがありまして、随分ニーズがあるというふうに認識をしたところでございまして、そういった中から、今回こういった音楽活動、あるいは絵画・写真などの関係のいわゆる社会教育活動の場としての利活用を図っていきたいというふうに考えているところでございます。いろいろな補助金制度もございますから、そういった面も、私どもも

今後研究をしていかなければならないというふうに考えてございます。

それから、厚生文教常任委員会の方で、各学校の方を視察調査に昨年入っていただきましたけれども、その中では、糸魚沢小学校の校舎内のことで、ただいまご質問のようにご指摘をいただいたところでございまして、私どもも、その後校舎の方の掃除をしてまいりましたし、地震の方でも被害を受けてございますので、それにつきましても復旧をいたしまして、現在使える状態にしているということでございます。今後におきましても、厚生文教常任委員会のご指摘を糸魚沢小学校のことでいろいろ受けてございますので、施設内の環境の整備については、あるいは屋内運動場もそうですけれども、環境整備については十分やっていきたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
体育振興
課 長

体育振興課長。

スケートのボーリング調査ということで再度ご質問があったわけでございますけれども、確かに、私、今ここで、いつまでにおさまるとか、そういうことを明言できないわけでございます。確かに、当初は、前回のお話の中で、沈下がおさまった中で基本的に調査をさせていただいて、今後解消方法を決定していきたいということで答弁させていただいておりますけれども、確かに、質問者がおっしゃるとおり、調査も必要な時期に来ているのかなということは、私も理解をしているわけでございます。これらにつきましても、もちろん財政的な問題、いろいろあるわけでございますから、十分担当課と協議しながら前向きに進めてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長

以上で、中屋議員の一般質問を終わります。

次に、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番、南谷議員。

3 番

平成16年第1回定例会に当たりまして、さきに通告してありました4つの事項につきまして質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございます。

国定公園化についてでございますが、厚岸道立自然公園を格上げし、国定公園化に向けて取り組みが過去からなされてきておるわけでございますが、このエリアなどの概略と今日までの取り組みの推移について、まずもってお尋ねいたします。

次に、国定公園にするメリットは何なのか。当時――かなり前の時期だと思ふん

ですけれども、この道立自然公園を国定公園に格上げしようとした時代背景と今日とは、随分様変わりをしておるのではないかと思います。このような時代変化の中で、今日、町は国定公園にするためのメリットはどのようにとらえておるのかお尋ねいたします。

さらに、町として、この問題について今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

2点目でございますが、厚岸町の禁煙対策でございます。

今日までの禁煙対策の取り組みについてどのような対応をされてきたのか、まずもってお尋ねいたします。

次に、喫煙人口の推移とたばこ税収状況はどうなっておるのか、この点についてお尋ねいたします。

さらには、喫煙者に対する町としての指導体制と町公共施設での受動喫煙、これらの禁煙対応はどのようになさるのか。先般の町報あつけしでも、公共施設については全面禁煙を実施されるということが記載されておりますけれども、それぞれ町の施設というものは、病院、学校を含め、この庁舎、いろいろな施設があるわけでございますが、それぞれの施設におかれて、この受動喫煙の問題、禁煙対策についてどのような手だてをされるのか、お伺いをさせていただきます。

3点目でございます。

私は、厚岸町の将来を見据え、活力と希望の持てるまちづくりを考えると、財政基盤確立が急務であり、何と云っても、国の地方交付税の削減に、この切羽詰まった状況の中で、町長を初め理事者側の皆さんは、いち早く第2次財政運営基本方針を作成に着手されたことは、私も大変敬意を表しておるところでございますが、残念ながらこの作成のスケジュールがおくれておると思います。さらには、全体像もはっきり見えません。そこで、この方針の骨格についてお尋ねいたします。

初めに、方針の全体像をどのようにとらえ、どのようにされるのか。次に、年次はいつまでを想定しておられるのか。それから、財源が足りないわけでございますから、この厳しい財政事情の中で財源の補填方法はどのようにとらえておられるのか。また、年次内で予想される主な事業はどのようなものが想定されるのか。さらには、第1次と第2次の基本方針で町民へどのような影響が及ぼされるのか。そして、第2次財政運営基本方針における役場みずからの改革は何かあるのかないのか、

お尋ねをさせていただきます。

4 点目でございます。

鳥インフルエンザの対策についてでございますが、皆さんもよくご存じのように、毎日テレビ・新聞でこのニュースを見聞きしておられると思います。厚岸でも、尾幌の直線を釧路から走ってきますと、国道わきに鶏が飼われております。釧路管内で鶏卵販売のために鶏を飼育している業者は13業者、鶏が11万 6,000羽飼われているようでございますが、厚岸町内で鶏卵販売のために鶏を飼っている業者は何社あるのかないのか。そして、この業者の飼われている鶏は何羽ぐらいいるのでしょうか。さらには、これらの業者への指導、そして自家用に鶏を飼われている方もそれぞれおられると思います。それぞれの者へ、町としてどのような対応をされているのかお尋ねをし、第1回目の質問とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長
町 長

町長。

3 番、南谷議員の質問にお答えをいたします。

最初に、1 点目の国定公園化について。

まず、計画の概要と今日までの推移についてのお尋ねですが、計画については、既存の指定区域として、現在の厚岸道立自然公園の指定面積、釧路町、厚岸町、浜中町、3 町合わせまして2万 1,523ヘクタールと、これに新たな区域の検討として、別寒辺牛湿原におけるラムサール条約の登録地を編入する計画となっております。なお、今後の調査結果次第では、国設の鳥獣保護区までの区域が編入となると聞いておりますが、現時点においての規模は未定となっております。

次に、今日までの推移についてですが、厚岸道立自然公園は、昭和30年に道立自然公園に指定され、その後、昭和59年には、厚岸道立自然公園の国定公園化という機運が高まりまして、厚岸道立自然公園国定化昇格促進期成会が組織されております。この期成会の構成メンバーは、厚岸町長を期成会長として、釧路町、浜中町の町長、ほか3 町の町議会議員、観光協会、商工会、漁業協同組合、農業協同組合などで構成されております。

この期成会は、昭和59年から道庁へ陳情を行いまして、以降、毎年のように陳情を繰り返してきましたが、平成に入りまして元年9月に、当時の環境庁、現在は環境省となっておりますが、暑寒別・天売焼尻自然国定公園指定に係る国の審議会のメ

ンバーが現地視察の折、次の厚岸道立自然公園の国定公園化の指定の際は、厚岸単独ではなく、野付・風連道立自然公園と合体した規模での指定を検討せよとの話題提供がされております。

その後、平成3年には、別寒辺牛湿原の上流には希少価値が高い高層湿原が発見されたり、さらに、平成5年には厚岸湖・別寒辺牛湿原が正式にラムサール条約登録湿地に登録され、自然環境保護に取り組んでいたところ、昨年5月に入りまして、にわかに国定公園化に向けての新たな動きが出始めたところでございます。

その内容について申し上げますと、厚岸道立自然公園管理運営協議会という釧路町、厚岸町、浜中町の3町によります厚岸道立自然公園管理に係る連絡会議が昨年5月に開催され、その席上、道の担当者より、環境省と道との厚岸道立自然公園の国定公園化についての協議を行った際、環境省より、現時点で描かれる計画の図面を作成するよう指示があった旨、報告されたところでございます。

なお、以前から、厚岸道立自然公園単独ではなく、野付・風連道立自然公園の区域を含めた指定とのことでありましたが、この席上では、野付・風連側には国定公園化への要望がないことから、北海道として、野付・風連道立自然公園については留保し、後日、地元からの要望があれば、厚岸道立自然公園への編入も可能と判断して、厚岸道立自然公園単独として国定公園化したい。また、その際、別寒辺牛湿原の高層湿原も新たに入れた区域としてほしいとの説明があったところであります。

このことによりまして、現在厚岸湖内では漁業活動が行われており、国定公園化に当たり、漁業者の漁業活動に関する懸念は大きいと予想されることから、昨年11月には、漁業協同組合の役員の方々に、このような国定公園化の動きがあった旨の情報提供を行っております。

さらに、今年に入りましてからは、2004年度の北海道予算で厚岸国定公園の指定促進費 1,904万 5,000円が計上されたところであります。

以上が経過でございます。

次に、国定公園にするメリットとのお尋ねですが、国定公園は、国立公園に準ずる我が国におけるすぐれた自然の風景地として、北海道の申し出を受け国が指定するものであります。国定公園の管理体制は、北海道が所管して適切な公園の保護管理が図られ、施設整備については、北海道が事業主体となり、国の補助事業として整備が図られます。

この国定公園の指定によりまして、現在の道立自然公園の制度にはない特別保護地区の指定などにより、すぐれた自然の風景地の保護が推進され、また、知名度の向上による観光客などの利用者の増進から、すぐれた自然の風景地のすばらしさと大切さをより多くの方々へ伝えることができると考えております。

また、経済効果面では、指定の直接の目的となっていないため、その効果については予測はしておりませんが、国定公園の指定によりまして観光客などの来訪者の増加が予想され、観光産業の振興はもとより、地域のイメージアップに伴いまして、地場産品の消費拡大が予想されます。

最後に、今後の取り組みの考え方はとのお尋ねですが、今後の取り組みとしましては、現在、特に厚岸湖内で漁業を営んでいる漁業者の方々に対して、将来の漁業経営に不安を与えないよう、相互に情報交換を十分行い、国定公園化への理解をしていただくよう取り進めていきたいと存じます。

また、昭和59年に厚岸道立自然公園国定化昇格促進期成会が組織され、約20年たち、構成メンバーも相当数変わっていることから、釧路町、浜中町とも協議しまして、枠組みを変更し、道庁を初めとした関係機関へ厚岸道立自然公園の国定化の早期指定に向けて要望してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の、厚岸町の禁煙対策についてお答えいたします。

まず、今日までの取り組みについてであります。健康づくりの立場から、たばこの禁煙への取り組みとして、町広報紙によるたばこの害のPRや、釧路保健所と連携して、町内の高校生を対象に、喫煙による健康障害についての教育を行っております。また、妊婦さんに対しては、妊娠中や出産後の助産師訪問時に、胎児や乳児へのたばこの影響についてお知らせし、禁煙についての指導を行っております。

平成15年5月1日から施行された健康増進法の第25条では、多数の人が利用する施設の管理者は、施設利用者について受動喫煙を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。受動喫煙とは、たばこを吸わない人が、他人のたばこの煙を吸わされることで本人の意思とは関係なく喫煙していると同じ状態にさせられ、たばこの害を受けることです。

このようなことから、町では公共施設の分煙化、禁煙化を進めてまいりましたが、本年4月からは、役場庁舎も含めた、町が管理する公共施設内を禁煙することになりました。

また、喫煙人口の推移と税収の状況についてであります。平成13年に518人の町民を対象に行った健康意識調査では、厚岸町の喫煙率は47.6%になっております。この喫煙率を平成13年末の二十歳以上の人口9,806人に掛けますと、喫煙人口は4,667人となります。なお、推移を示すデータは持ち合わせておりませんので、ご理解を賜ります。

税収の状況についてであります。平成12年度では、4,073万9,460本のたばこ売り上げに対しまして1億773万7,526円のたばこ税が入っております。平成13年度では、3,932万340本で1億407万2,106円、平成14年度では、3,784万9,440本で1億21万3,655円となっております。2年間で289万20本の減少、税額で752万3,871円の減額になっております。

喫煙者に対する対応についてですが、喫煙に伴う健康被害として、肺がんや脳卒中などの循環器系疾患の増加が指摘されており、「町民がつくる健康なまちづくり計画 みんなすこやか厚岸21」においても、喫煙行動を変えるを目標としております。

喫煙者に対しては、計画の趣旨に沿ったPR活動を行うとともに、現在喫煙しているが、ぜひ禁煙したいと思っている人を対象に、保健師が3カ月間禁煙のサポートや相談に応じるという内容の喫煙者個別健康教育に取り組んでまいります。

続いて、3点目の、第2次財政運営基本方針についての質問にお答えをいたします。

まず、初めに、全体像をどのようにとらえ、どのようにされるのかというお尋ねであります。第1次方針の策定の契機となったのは、平成13年6月に政府の経済財政諮問会議による、いわゆる骨太の方針により地方の均衡ある発展から個性ある地方の競争へと地方自治の考え方の大きな転換が示され、同時に地方交付税の減額措置が始まったことによりです。

その第1次方針で目標としていた平成14年度から平成16年度までの各年度で年間3億円の財源捻出は、計画どおり達成できる見込みであります。

今回、第1次方針の改革期間である平成16年度を待たずに平成15年度において第2次方針の策定に着手したのは、小泉内閣が提唱する三位一体の改革により、地方財源の根幹をなす地方交付税と国庫補助金の削減が明確になり、昨年8月に行った今後5年間の財政推計では、第1次方針の1年間3億円の改革のほかに、平成16年

度に3億円、平成17年度以降はさらに3億円を上積みし、6億円の財源捻出をしなければ赤字団体転落の危機が訪れるとの予想のもと、1年前倒しをして策定を行ってまいりました。

次に、想定している年次についてであります。平成16年度から平成20年度までの5カ年間としております。

この考えの基本は、10年間などの長期の財政計画を立て、それに対する対策を講じても、毎年目まぐるしく国による地方財政措置が変わる現状では、すぐにその対策自体が意味をなさなくなる懸念があることから、中期的な位置づけの5年間とし、大きく国の地方財政措置が変わったときに時点修正するなど、機敏な対応をとれる期間として想定をいたしました。

次に、その間に不足する財源に対する補填方法であります。第2次厚岸町財政運営基本方針でお示しした75項目のうち、数値目標を定めているものを達成したならば、各年度約2億円から3億5,000万円の財源捻出が想定されます。さらに、積立基金を平成16年度は約8億円、平成17年度では約2億1,000万円の取り崩しを行って、財源補填をいたしたいと考えております。

しかし、このたび行った財政推計では、このような改革を行っても、さらに平成17年度には4億円、平成18年度以降は各年度で6億円の財源捻出をしなければ赤字団体に転落することが予想されます。

このような結果になった最大の要因は、地方交付税と臨時財政対策債の大幅な減であります。地方交付税と臨時財政対策債の合算額は、平成12年度と比較して、平成13年度から平成15年度までの3年間で約4億4,000万円の減、年平均で約1億5,000万円の減であり、この減額幅は平成16年度もそのまま続くものと推計しておりましたが、国が示した平成16年度の地方財政対策を当町に置きかえると、前年度と比較して、非情とも言える約5億円の減額が見込まれる状況であります。

この大幅な減額の状況は、全国の地方自治体に共通する大きな問題であり、地方自治の根幹を揺るがす大変な事態であります。こうした窮状を全国・全道の自治体と一緒にあって、早急な地方財政の財源措置を講ずるよう国に求めなければなりません。また、当町として独自にできることとして、平成16年度においてさらなる行財政改革に取り組まなければならない現実を直視し、町民の皆さんと一丸となってこの難局を乗り越えていかなければならないものと考えております。

次に、この5年間で予想される事業であります。一般会計では、真龍小学校改築事業約17億4,000万円、一般廃棄物最終処分場建設事業約6億円、下水道特別会計で公共下水道事業約15億円などであり、限られた財源の中でどのようにハード面での住民サービスをいかに具現化していくかが今後の課題であります。

次に、町民への影響であります。第1次方針では、行政内部の改革を中心にして、極力町民への影響を与えないとの方針でありましたが、第2次方針では、さきの臨時会で可決いただきました国保税の税率改正を初め、各種使用料・手数料の増額改定、パークゴルフ場の有料化、敬老年金の見直しなど、町民の皆さんには、行政サービスを受けることにより、各受益の状況の応分の負担や、各種団体においては経費の節減を求めることとなります。

さらに、今後においては、町の財源枠の中で費用対効果を考えた行政サービスのあり方の取捨選択が余儀なくされるなど、国の補助金・交付金の潤沢な財源で支えられた財政運営の終えんにより、町民の皆さんには行政依存体質からの脱却をお願いしなければならず、「みずからできることはみずからで」、「地域でできることは地域で」という発想の転換によるまちづくりをしなければならない厳しいときを迎えております。

次に、第2次財政運営基本方針による役場みずからの改革についてであります。人件費の抑制、臨時職員賃金の見直し、職員住宅料の見直しのほか、業務の民間委託や各種管理業務見直しなど14項目の改革で、5年間に2億6,300万円の財源捻出を想定しております。とりわけ人件費の抑制には、平成16年度中に約1億1,000万円の削減を目指して、職員及び嘱託職員退職者の不補充8名を初め、さらに特別職期末手当、管理職手当、寒冷地手当などの縮減を予定しております。

このように、町民の皆さんに負担を求めるばかりでなく、役場みずからの改革も同時並行して行っていく所存であります。

最後に、鳥インフルエンザの対応についてお答えをいたします。

昨年末に韓国で高病原性鳥インフルエンザが発生し、その後、タイなどアジア全域に拡大しているため、我が国への侵入が危惧されていましたが、今年1月12日に山口県内において79年ぶりとなる発生が確認され、その後大分県での発生や、京都府でも相次いで2カ所の養鶏場からの発生が確認されています。本病は伝播力が強く、発生地においては、蔓延防止のため、殺処分など徹底した防疫処置や、鶏や生

産物の移動制限が講じられているところであります。

これらのウイルスは同型のものであることがわかっているものの、この感染ルートは未解明であり、いつどこで発生するかわからないため、当町においても、釧路家畜保健衛生所などと連携をとり、特に町内に1戸ある、現在飼養羽数1,600羽の養鶏農家に対して、本病の侵入防止のための国の防疫マニュアルに沿って現地指導を行っているところであります。

この対策の内容は、町及び家畜保健衛生所の担当者が養鶏農家を訪問して、飼養状況や健康観察、野鳥の鶏舎への侵入や給水源への接近の防止対策、関係者以外の農場への出入り制限、消毒などの徹底の指導を行っています。さらには、町を通じて、道など指導機関からの情報について、その都度提供を行っています。

また、町内における自家用など一般家庭での飼養者に対しては、その把握が困難なことから、予防パンフレットを作成し、農協を通じ全農家に配布したり、啓発のためのポスターを公共施設に掲示しており、加えて「広報あつけし」3月号にも同様の内容で掲載し、町民へ予防対策や情報の提供を呼びかけているところであります。

本病は、外国では人に感染した例もありますが、早期に対策を講じることにより感染の広がりを抑え込むことができると言われており、本町においては、これらの情報収集に努めるとともに、家畜保健衛生所など関係機関の指導のもと、養鶏業者を主体に侵入防止対策や、一般の飼養者に対して鳥類などの様子がおかしいときには直ちに連絡していただくよう呼びかけていただくとともに、万が一発生した場合は、保健衛生機関との連携も含め対策本部を設置するなど、防疫体制の構築に向け万全を期して行きたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長

ここで休憩をいたします。再開は3時半といたします。

したがいまして、3番さんの2回目の質問は休憩後に行うことにいたします。

休憩時刻 15時01分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻 15時30分

3番、南谷議員の2回目の質問を行います。

3番、南谷議員。

3 番

2回目の質問をさせていただきます。

初めに、国定公園化についてでございますけれども、町長の方からご丁寧な、今日までの国定公園化の歩みについてお聞きをさせていただいたんですが、当初から20年経過しておるということで、今日町民の多くは、この国定公園化に向けてきた取り組みについて余りよく理解をされておらないと私は判断しておりますが、今後この周知方法をどのようにとらえているのか、再度お尋ねいたします。

さらには、国定公園にするメリットでございますけれども、このメリットについても、何が今の時代にメリットがあるのか、どうして国定公園にしなければならないのかという部分では、ただ観光で名前を売るためにというだけでは、私はインパクトがなさ過ぎると。少なくとも、厚岸町として、いろいろな課題や難題を乗り越えて国定公園化にしなければならないという目的がなさ過ぎると思います。今日の実況、将来を見越した上で、何が必要で国定公園にするのかというものはっきりと打ち出して取り組まなければならないと思うわけでございます。

3点目でございますけれども、漁業者が、以前から、国定公園にすることで漁業の生産活動に網がかかるんじゃないか、縛りがかかるんじゃないかという非常な不安を持って、この運動になかなか腰が重いという話も耳にしておりますけれども、決して漁業者の皆さんもこの国定公園化に向けて反対をしているわけではないと思うんですが、この隘路となる部分。

私もかつて組合におったわけでございますが、現実には、大黒島沖のゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシが非常に繁殖をして、駆除のためにといっても、支庁に相談したり、いろいろな手だてをしてきているんですけども、せっかくのニシン、シシャモの混獲の問題もあったりして、なかなか手が打てないで、本当に浜の皆さん、組合も大変苦慮している実態がございまして。

一度法制化された規制が、日々の漁業の生産活動に大きな足かせとなっているのも実情でございます。どうもこの辺が隘路となっているのかという気がしてならないわけでございますが、この辺に向けての対応も、町としてどのようにとらえて、どう取り組んでいくのかお聞かせ願えればと思います。

さらには、先ほどお答えいただきました答弁の中で、既に厚岸国定公園の指定促進費として、2004年北海道の予算で1,944万5,000円が計上されたという旨を伺いました。この指定促進費、どのような事業がなされるのか。さらには、どうも、町民の多く

の皆さんが、この国定公園化に向けた取り組みの意味やその趣旨、目的について余り理解されないうちに、このように片方では予算が計上されていると。どうも行政がひとり歩きをしているのではないか。町民の皆さんが、この国定公園化に向けて、町として一丸となって取り組んでいるのかどうなのか、この辺に大きなギャップを感じるわけですが、その辺の考え方について再度お尋ねをさせていただきます。

次に、厚岸町の禁煙対策についてでございます。

この関係につきまして、昨年6月定例会におきまして、1番、室崎議員より、健康増進法の施行に伴い国は喫煙に関するガイドラインを出し、「みんなすこやか厚岸21」において、たばこを重点目標に挙げている厚岸町の対応についても質問のあったところであり、私も、他人に迷惑をかける受動喫煙については全く室崎議員と同じ考えであり、感動をいたしまして、この10日間ぐらい禁煙をしております。そんな思いで、今日はあえてこの問題について質問をさせていただいております。

町として、先ほど説明をいただいたんですけれども、少なくとも、厚岸町の町民の成人のうち、男性では66.5%、女性で30%、男女合わせて47.6%の喫煙率となっているそうですが、町民の約半数弱が喫煙をしているわけですから、町としても、この禁煙化の取り組みというものは、今後もぜひともやっていかなければならないことだと認識をしておりますけれども、既に、この「広報あつけし」でも、喫煙をするということについて、禁煙化に向けて庁舎全体を4月1日から取り込まれるということで載っておったんですけれども、この決め方について私なりに疑問を感じるものですから、この辺につきましてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

平成15年4月30日付で、健康局発第0430003号、厚生労働省健康局長名で、受動喫煙防止対策についての通達がありました。健康増進法第25条の中で公共施設内での受動喫煙に関する指針が出されておるわけですが、受動喫煙を防止する方法として、全面禁煙をする方法、もう一つは、喫煙室を設置して、完全にたばこの煙を室内に拡散する前に隔離し、排出し、分煙する方法があると私なりに理解をさせていただきました。なるべく健康面を考え、全面禁煙を推進すべきものと奨励をしながらも、喫煙者とよく相談の上取り組むべしとなっております。

また、平成15年12月10日付で、稲井議長さんあてに、若狭町長さんあてで、「役場庁舎での禁煙について」との通達文書が私の議場の席に12月10日に上がっております。これを読ませていただきますと、「厚岸町においては、平成7年9月から禁煙タイム実施、平成13年4月から喫煙コーナー設置、平成15年4月から公用車内禁煙、平成15年6月から喫煙コーナー縮小など、受動喫煙の防止に対して取り組みをしてきているところであります。しかしながら、受動喫煙防止対策として実施している喫煙コーナーの設置は国が示しているガイドラインに沿ったものでなく、喫煙者の設置、あるいは、拡散前に煙を吸引し、野外に排出する装置の設置が必要となっております。さて、厚岸町職員安全衛生管理規定は、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めていますが、第20条では合同安全衛生委員会について規定しており、同委員会を6月及び9月に開催し、受動喫煙の防止について検討した結果、平成16年4月1日から役場庁舎での全面禁煙することが確認されています。健康施策を打ち出している当町として、受動喫煙防止の観点から全面禁煙が望ましいと判断し、平成16年4月1日から全面禁煙いたしたいと考えますので、ご理解をいただきますようお願いいたします」と、ぽんと置いてあったんです。

私は、少なくとも、受動喫煙、当然健康管理の面からいっても禁煙すべきであるし、他人に迷惑ということはとんでもない話である。しかしながら、町民の約半数弱がたばこを喫煙している。そういう実態の中で、吸っている人と受動喫煙される方と話し合いをどのようにされて4月から実施されるのか。また、庁内に規定の団体があるそうなのでございますが、その人たちの効力というものが、どのように喫煙者と話し合いをされた上で、どういう理解のもとでこの4月1日からの庁舎の全面禁煙にいたったのか、その点について伺いたいと思います。さらには、十分な協議検討がなされたのかどうなのか。まず、この点についてお伺いをさせていただきますと思います。

その次に、第2次財政運営基本方針についてでございますけれども、まず、年次の関係でございます。平成16年度から平成20年度までとなっております。本当に5年間でよいのでしょうか。確かに、国からの財源も不確定で、予想しにくいと判断されますが、将来の構想などを先行して視野に入れた検討をする必要があると思います。また、長期の借入金も厚岸町にはあるわけでございますから、少なくとも、

10年や15年のスパンで、1つの借り入れでも将来を見据えた年次の償還というものも考えていかなければならない時代に入っておると思うのですが、漫然と5年だけでいいとは私は判断をしてないわけでございますけれども、この辺の考え方についても再度お尋ねをさせていただきたいと思っております。

次に、町長の公約にもありましたが、これは長期計画の建物のこれからの大きな事業内容でございますけれども、昨日も平成16年度の事業の計画について発表をしていただいたわけでございますけれども、若狭町長の公約にもありましたタラソテラピーというんですか、ふろの関係は、平成16年度の方針の中には明示がなされておらなかったんですけれども、この辺の考え方についてどうなったのかと疑念を持ったわけでございますが、この辺についてもひとつ説明をしていただきたいと思います。

町長は、機会あるごとに、これからは各事業の選別した事業をしていかなければならないと常々申されておりますが、私も全く同様にとらえており、限られた貴重な町民の税収の財源でございます。ぜひ有効活用し、産業の振興へも向けていただけるようお願いをするものでございます。

第2次厚岸町財政運営基本方針の資料の7ページに記載されている財務推計でございますが、平成17年マイナス3億7,700万円、これ実質収支ですね。それから、平成18年がマイナス6億4,600万円、平成19年はマイナス5億9,400万円、平成20年はマイナス5億300万円、累積が、平成20年で21億円のマイナスとなっております。この改善策をどのようにとらえておられるのか、お尋ねをするものでございます。

このような状況の中で、町民は手数料の値上げなど負担増を求められており、役場みずからの血を流すことを強く望んでいるぐらい厳しく受けとめておると判断しております。そんな中で、例えば、第1次で職員住宅料の見直しについて当初計画されておりました。この取り扱いがどのように変わられるのか。いまだ手をつけられておるのか、いないのか、やはり、こういう時代でございます。町民に負担を求めるのであれば、町職員もみずから率先して範を示さなければならない時代に入ったと思っております。

さらには、厚岸町の給与体系でございますが、人勸を除いてどのように変わっているのか伺います。と申しますのも、昨今、根室市、浜中、弟子屈、釧路市、それぞ

れの町村が、人勸を除いた職員、三役の給与体系についてパーセントで示されております。町民の皆さんも当然関心を持っておるわけで、みずからが範を示していかなければ理解をしていただけないと思います。私は、報酬・給与については、やはり胸を張っていただくものであり、それなりの自信を持った仕事をすべきだと思います。そのためにも、やはり、きちんとした、町民に理解を求めるような数字展開が必要ではないかと思えます。そういった意味で、そのパーセントについてはお伺いをするものでございます。

次に、鳥インフルエンザの対応についてでございますが、厚岸町は、農林水産物を直接生産し、その生産物を加工する第1次や第2次産業を主体とした、国内でも有数の食糧の供給基地だと思っております。私は、北海道や日本でも有数の厚岸町だと自負をしておるものでございます。

この厚岸町に、もし町内で鳥インフルエンザが発生した場合、当事者の方ももちろんでございますが、厚岸町の農業、水産業に携わる方は大変なイメージダウンをこうむり、多大な損失が発生することが予想されるわけでございます。さりとて、相手はインフルエンザでございます。今日、カラスがどうの、厚岸町にはカラスもいるし、カモメもたくさんおるわけでございます。そんな環境の中で、町として、やはり、対応の早急なものが絶対必要だなと。保健所にどのような体制で危機管理体制をとられるのか、この辺の対応についても詳しくお伺いをするものでございます。

第2回目の質問とさせていただきます。

議 長

商工観光課長。

商工観光
課 長

私の方から、国定公園化についてのまず1点目ですけれども、今後周知の方法でございますけれども、これにつきましては、実は、昨年5月に3町の連絡会議がございました。その席上、町長が1回目の答弁で申し上げましたように、にわかには動き出した、そういう経過でございます。したがって、まだ周知等は、具体的には実は考えておりません。したがって、今後道庁、または支庁等と一緒に町民への周知について検討していきたいと、ご理解願います。

また、次に、メリットでございますけれども、町長の1回目の答弁で申し上げましたように、こういう形のメリットがございます。そのほか、今回は、厚岸国定公園につきましては、21世紀初頭における最初の国定公園の指定。実は、現在全国に

は55の国定公園がございます。そのうち北海道には6つがございます。そういった部分で、今回全国で56番目の指定への貢献。

また、そのほか、国定公園化によりまして新たに特別保護地域ができます。そういう設定が可能になります。と申しますのは、例えば、ここの特別保護地区につきましては、まず、環境の保全ということがございまして、その地域に立ち入るのはまず不可能といたしますか、なかなかできない、そういった形の特別保護地区が設定される予定であります。その候補としましては、別寒辺牛湿原とか霧多布湿原が、一応特別保護地区の候補でございます。そういった形で、まず、環境の保全といたしますか、そういった部分もある程度今回のメリットがあるのではないかと、そういう部分で押さえております。

あと、そのほか、厚岸町につきましては、今現在、3町合わせまして、平成14年度の観光入り込み客数は、約103万人が来ております。これは、釧路町、厚岸町、浜中町をトータルしまして。そういった部分で、この厚岸自然公園が国定公園化によりまして、道東の釧路湿原、または阿寒、または知床の各国立公園、そういった部分での中心とした観光拠点に続く第二の拠点といたしますか、そういった位置づけがなされてございまして、確かに、その103万人が何%ふえるかといった部分は、まだ押さえてはおりませんが、いずれにしても、国定公園化によりまして、利用者の何%かのアップになるのではないかとということで、ひいては、そういった部分の観光客がふえることによりまして、観光産業に波及効果等が期待されております。

あと、3点目でございますけれども、今現在厚岸湖内で漁業を営んでいるわけがありますけれども、そういった漁業者の活動に対しての影響とのことでございますけれども、これにつきましては、現在の厚岸湖内につきましては、厚岸道立自然公園で第3種特別地域、これは1種から3種までございまして、その中で最も緩い規制がかけられております。それで、国定公園化によりまして、厚岸湖内をいわゆる内水面、実は、国定公園化では、海面は規制をかけることはできません。ただし、道立自然公園の場合は、海面であろうが、内水面であろうが可能なんですけれども、あそこは内水面という位置づけをもって、現在国定公園化に向けては、同じ第3種の規制をかけて、第3種保護地域といたしますか、その網をかけていきたいということで、今検討中でございます。

この漁業活動につきましては、具体的には、例えば、今、厚岸湖内にアサリ島にヤマヅナを搬入とかしているんですけれども、また、その中で、あと刺し網とか、冬にはコマイ漁とかをやっているんですけれども、そういった部分は従来どおり、道立厚岸自然公園で、今3種ですけれども、国定公園化になっても、それは可能でございます。可能でございますと私は言ったんですけれども、支庁との詰めの中では、町としましては、漁業者に対して影響ないよう、現在の規制のままということで要望しております。

あと、4点目の、実は、今年1,904万5,000円の促進調査費がついたんですけれども、この中身でございますけれども、まず、この調査は、国定公園の指定調書及び公園区域の公園計画と申しますか、その北海道案。町長の答弁で申し上げましたように、国定公園につきましては、厚岸町は、実は全く関与してないと言ったらおかしいんですけれども、手続上ですけれども、北海道が申し出まして、そして環境省の大臣が指定する、そういった指定手続になっております。それで、今回北海道案の作成を目的としまして、調査を行う予定でございます。その調査内容は2項目でございます。

まず、1つ目は、地形、地質と植物、あと哺乳類とか鳥類、昆虫類、魚類についての現地での調査です。いわゆる自然環境調査と言っているんですけれども、これは、北海道がコンサルに委託を出して現地調査を行うと、そういう形で行う予定でございます。

2つ目は社会環境調査、これは、支庁が関係する町、厚岸、浜中、釧路町ですか、そういった町に来まして、土地の所有者はだれだとか、あと規制関係、今規制されているんですけれども、第3種までされているとか、普通地域とかされているんですけれども、そういった部分の関係。また、公園内の利用状況調査、そういった部分で、その2つの調査を行う予定でございます。なお、この調査につきましては、1年間をかけて行う予定でいると聞いております。

次に、最後ですけれども、5点目ですけれども、町民が一丸となって取り組んでいるのかとのお質問ですけれども、これにつきましては、町長が答弁で申し上げましたように、期成会が昭和59年にできたんですけれども、もう30年近くたっております。そういった部分で、当時の沢田町長が期成会長だったんですけれども、相当数の方が変わっております。したがって、今後、そういった枠組みと申します

議 長
総務課長

か、期成会の組織を新たにつくる段階では、いわゆる町民を巻き込んだ形の、例えば町民の代表も含めた形で期成会づくりといたしますか、国定公園化に向けて町民にも理解していただきまして、そういった形で行っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

総務課長。

私の方からは、喫煙対策に関係いたしまして、先にご答弁申し上げたいと思いません。

特に、この役場庁舎における喫煙対策、新年度からの体制についての、いわゆる決まるに至った経過ということのご質問でございます。

この喫煙対策の背景、健康増進法の施行から、ガイドライン等々につきましては、ただいま質問されました南谷議員さんが質問の中で触れていたとおりの内容でございます。その内容に基づきまして、厚岸町において措置を行っているというような形でございます。まず、健康増進法の目的、それからガイドライン、先ほど触れておりましたけれども、人事院が国の施設を対象に出されている内容のものがございます。

その中で、基本的に、喫煙対策をするということは、受動喫煙を防止するというのが第一の目的でございます。そのためには庁舎内禁煙が最も望ましいという部分、これは議員さんが触れられたとおりでございます。

こういった中身の中で、なおかつ庁舎内に喫煙コーナーを設ける場合、これにつきましては、この規格というのが、従来にも増しましてかなりきつい基準になってきてございます。完全な部屋区画の中で、その煙を外側に漏らさないというようなことから、いわゆる屋外への排気・換気設備の充実であるとか、こういったようなものがかかってまいります。当然、そういう措置をするためにはそれなりの経費もかけていかなければならない、こういうような状況に相なるわけでございます。

それで、先ほども触れておりましたけれども、厚岸町の中、これは、労働安全衛生法という法律がございまして、これにつきましては、それぞれの職域における職員、従業員の快適な職場の環境を形成するという目的の中で、この安全衛生法に基づく衛生管理規定、先ほど触れられておりましたけれども、そういったものが設けられてございます。

厚岸町もこれがあるわけでございまして、こういった中に、では、環境を保持していくというために、安全衛生委員会という組織を設けまして、これには、それぞれの衛生にかかわる責任者、それから知識を有する者、それに一般の職員のそれぞれの方々、こういった方々で構成されているわけでございますけれども、さらに、この規制の中では、本庁舎のみにとどまらず、役場の出先機関のそれぞれの立場にいる方、この方々も含めまして、総勢25名の合同安全衛生委員会という組織を設けさせていただいております。この中には、11名の一般の職員の方々、それぞれ職員を代表する形で入っていただいております。

そうした中で、お話にありましたように、6月にまず第1回目の合同安全衛生委員会を開かせていただきまして、こういった現在における法律の施行の状況、あるいはガイドラインの状況、置かれている状況、今まで厚岸町が取り組んできた喫煙対策、こういったもろもろのことを検証しながら、ではどうすればいいのかというようなことでの話し合いがされてございます。

その後、その場いきなりでは決めることもできないということで、もっと職員の意見も聞いた上でということで、2回目が9月に開催されているわけでございますけれども、最終的に、この9月の段階で、厚岸町の庁舎、厚岸町の施設、こういった部分にあっては、やはり、施設内で完全禁煙をするというような形が、完全分煙、そういった施策を進めていく上では、分煙化という部分を徹底させていくためには必要であろうという意見にまとまったわけでございます。

当然、この安全衛生委員会というのは、そこに勤務される職員の代表の方々での機関でございます。そういった中で出された意見というのは、やはり尊重をしなければなりませんし、それは一体なぜ決めた、どういうふうな形で決めたという形になりますと、職員個々全員の合意というような部分というのは、そういうような形ではとっておりませんけれども、少なくとも、そういう代表の方々が、職員個々の意見を吸い上げてきた中で決定させていただいたという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、厚岸町の方、こういうような形で決めさせていただいておりますけれども、町民の方々、当然厚岸役場本庁舎等も訪れるわけでございますけれども、そういった趣旨で分煙化を進めているということで、町民の方にもご理解をいただきたいということでの広報通知に相なっているということでございますので、ご理解を賜り

議 長
行 財 政
課 長

たいと存じます。

行財政課長。

私の方から、第2次財政基本方針の関係について、まず順を追ってご説明申し上げたいというふうに思いますけれども、年次の関係のとらまえ方でございます。

財政運営基本方針、財政推計といたしましては、基本的には、この予算科目等々の推計方式からすると、中期といいますか、5年ぐらいの想定を行うのが限界ではないのかというふうに私どもは思っております。ですから、この第1次財政運営基本方針を受けて第2次財政運営基本方針をつくっているわけでございますけれども、その財政運営の財政推計としては、これで理解をしていただきたいと思ひますし、そういうふうに考えております。

ただ、今3町で進めております基礎的自治体としての考え方、合併を想定した物の考え方からいたしますと、これは、この5年のスパンでは物事の判断はできないというふうに考えております。ですから、この予算科目に沿っての推計ではございませんけれども、今3町で普通交付税なり合併特例債などを含めた調査研究をやっておりますして、これについては、実は10年間の合併特例がございまして、その後激変緩和の5年間ということがございますので、それも含めてどうなるのかということ、今研究の最中でございます。

ですから、財政推計とは別に、これは委員会等もございまして、そっちの方でまとめ次第、そういう内容については示していきたいというふうに思ひます。財政推計としては、この5年ということのスパンで、今後もこれを見直していかなければならない部分も出てくるかと思ひますけれども、行ってまいりたいというふうに思ひしておりますので、これについてはご理解を願ひたい。

ただ、10年、15年のスパンは、ほかの議員さんからもご質問を受けておりますけれども、これについては、何らかの形で、手法を変えてこの推計をしていかなければならないという立場に立っておりますので、これについては、今研究の最中でございます。ですから、そのものができ上がり次第議会の方にもお示しをさせていただければと思ひますので、ご理解を願ひたいというふうに思ひしております。

それと、7ページの、この方針の中での平成17年度以降の3億7,700万円から含めて、平成20年度5億300万円のマイナスになっているという状況で、21億円の改善策はどうなっているのかということでございます。

基本的には、ここに書いてありますとおり、第2次の財政改革プログラムの中で、10ページの平成16年度を見ていただければわかるんですけども、数値化しているものと数値化していないものがございます。ですから、この方針の中にも書いておりますけれども、一応 9,600万円しか、この平成16年度では数値化することができなかったと。さらに、平成17年度は3億 4,900万円の数値化をいたしました。しかしながら、ここで3億 7,700万円の不足を生じます。ですから、この三角の項目を基本的に見直しながら、この3億 7,700万円なり、その後の財源捻出をしていかなければならないということに相なっております。

この時期はいつかという、平成16年度に入りましたら、こういう内容について再度見直しをしていくということに相なります。ですから、2月に議決をいただいた数値については、この平成16年度の中、平成17年度の中で既に数値が折り込み済みでございますので、改革数値としてこのような数値が入っていると。それ以外に、平成16年度この三角のついている部分の改革を行い、我々としては、平成16年度中に物事を決めて、これは内部改革が基本的に主流を占めていこうというふうに思っておりますけれども、4億円の捻出を行って、そこで黒字を出していきたい。

さらには、平成18年度に2億円を乗せて6億円にしないと、今の推計見通しの中では財政の危機を脱出することができませんので、この4億円、2億円、最終的には6億円なんですけれども、今までも3億円、3億円、3億円をやってきて、さらに4億円、2億円、計6億円ということになるんですけども、そういう積み重ねをしてこの危機脱出をしていくことができるというふうな、今の段階での判断をしておりますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。

なお、具体的事業の関係と人件費の関係のご質問がありますので、そのほかについては担当の課長の方からご答弁をさせていただきたいと思っております。

議 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

第2次財政運営基本方針の定める5年間の期間のうちに予想される主な事業として、海洋療法、タラソテラピー施設の建設が含まれないのかどうかというお尋ねがありました。

今年度、町民のための健康増進施設というふうに位置づけまして、基本計画の策定、調査を現在もまだ行っております。もう間もなくそれがまとまる予定であります。これは町長の公約でもありまして、平成16年度すぐ、まだ、いつ取りかかる

かということについてははっきりはしておりませんが、それは町長が判断されると思います。

私どもといたしましては、平成16年度においても、町政執行方針でも申し上げましたし、さらには第5次の実施計画のソフト事業のところでも触れておりますが、引き続き実現に向けた調査を進めていくということにしておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

議 長

総務課長。

総務課長

再度のお尋ねになりますけれども、続きまして、住宅料、それから人件費、これは財源絡みでの具体的なご質問でございましたので、お答えさせていただきたいと存じます。

まず、住宅料の関係でございますけれども、この住宅料につきましては、管内の他町村と同様なんですけれども、北海道の道職員の住宅の住宅料算定基準、これを一つの参考といたしまして、これに準じたような形で定めてきたというのが、これまでの取り扱いでございます。ただ、この住宅料に関しましては、以前からも、やはり町内の民間住宅と比較していかかと、こういうようなお話もございました。今回の行革関係につきましても、これを挙げまして、検討を加えさせていただきました。

結論的に申し上げますと、現在の住宅料の50%増し、1.5倍の住宅料に設定をいたしまして、新年度からそのような取り扱いを行っているというふうに改めさせていただいたところでございます。なお、これに当たりましては、町内におきます民間住宅料の状況、こういったような部分を参考にしながら定めさせていただいたというような内容でございます。

それから、人件費の関係でございますけれども、厚岸の人件費をどうするのかという部分でございます。マクロ的に申し上げさせていただくと、町政執行方針の中にも後段の方に触れさせていただいておりますけれども、特別職を含む職員の人件費、これは人事院勧告による改定以外に、率にしまして4.5%、金額ベースですと1億1,000万円程度、これを削減目標として取り組むということで、それぞれ進めてございます。

今議会におきましても、この後、一般議案として審議いただくことになっております。特別職、四役の給与にかかわる特例条例の改正であると、そういったような

ことでも出ささせていただいておりますけれども、今言いました率、額に向かいまして進めるということで、既に職員組合等との話し合いもさせていただいて、一定の合意等もいただいているわけでございます。これらにつきましては、年度に入りましてから、それぞれ条例提案をしなければならない部分もございます。そういった中で進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長

農政課長。

農政課長

鳥インフルエンザの関係についてお答えをさせていただきます。

新聞紙上で毎日毎日報道されているわけでありまして、関西から始まって、どんどん北上をしてきているという状況にありまして、非常に伝播力の強いウイルスということで、私どもも非常に危惧をしているところでございます。

幸いにして、このウイルスが即人間に伝播をするかということ、相当の量でなければ感染はしないというようなふうにも言われているところであります。また、食糧としての鶏肉、卵等についても、これによる直接的な感染、衛生管理をきちんとすれば、そういった感染がないというふうに言われているわけでありまして。

そういう意味で、厚岸町は食糧の生産基地、酪農、それから漁業ということで、もし我が町で発生すれば、非常にイメージダウンにつながってしまうという部分が危惧されるわけでありまして、私どもにおきましても、国の方でつくりました予防マニュアルというか、そういったものに沿いながら、実際の飼養農家に対し指導をしているところでございます。

また、今後こういった間違った情報で、非常に町民の方が混乱をするということにもつながるといふようなこともございますから、これらについて正しい情報を提供していきたいというふうに現在準備をしているところでございます。

いずれにいたしましても、この病気発生、もし家庭用で飼っている鳥等に異状が起きたという場合は、なるべく早い時期に、町なり獣医さんなり家畜保健所等にご連絡をいただきたいというふうに、私どもも情報の提供について呼びかけていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、迅速な防疫をしなければ爆発的に広がっていくという心配がございますので、私どもにおいては、現在、この高病原性の鳥インフルエンザに対して対策本部をつくる前段の連絡協議会的なものをつくる準備をしております。

議 長
3 番

して、万が一発生した場合は、即対策協議会をつくれるというような体制で現在準備を進めておるところでございます。家畜保健所の連携、それから養鶏農家との連携、非常に大事になってくると思いますので、今後できるだけ情報を収集して、また連絡をとり合っていきたいというように考えております。

3 番、南谷議員。

3 回目の質問をさせていただきます。

まず、国定公園化についてでございますが、多くの町民の理解のもとに、今後町として方向性をしっかり示していただいて、粛々と取り組んでいただきたいと思えます。何と云っても、やはり、町民の理解のもとに取り組んでいただかなければならない問題だと私は理解をしております。

次に、禁煙対策でございますが、私が申しているのは、先ほど総務課長さんの方から答弁があったんですが、本当に、たばこを吸っている皆さんと、町の代表者の皆さんとどんな話がされて、少なくとも半分ぐらいの職員の皆さんがたばこを吸っているんですね。確かに、課長が言われていたんですけれども、分煙と言っているんですけれども、私は分煙ではないと思うんです。庁舎の禁煙だと思っています。吸えなくなるわけですから。たばこを今まで吸っていた人はどうするんですか。分煙と云ったら、ちゃんと法律にも分煙をする施設をつくらなければならないわけですよ。それにはお金がかかる。

それから、たばこを吸うことによって他人に迷惑をかける。そうするとどうしても、私もそうでした、今日ここで意見を述べさせていただくにも、私もこの10日間ぐらい、断腸の思いでここに立たせていただきました。私の心臓ですから、ここでとうとうと意見を述べるんですけれども、たばこを吸っている人は、やはり、そういう施設。年に1億円の税収があって、町民の皆さんでもいると思うんですね。1億円も税金払って、片方ではそういう施設もできないで禁煙だよと。何かだまされているような気がすると思うんですね。

町として、本当に町民の皆さんにそういう問題、町職員としての立場では、率先してそういうことをすることは、私は当然だと思うんです。けれども、その町庁舎を利用するのは、職員だけではなくて町民も利用するわけですから、そういう人たちの意見、それから、この展開をするまでには、本当に吸っている人の皆さんの意見を徴してここに至ったのかなと、私は甚だ。

私は議員をやっているわけですがけれども、少なくとも、この問題については、この紙切れ1枚ですよ。先ほど申しました、町長さんからの議長さんあてに通達文書1枚ですから。これで十分な議論がなされたのかどうか。私は、決して庁舎での喫煙を推奨しているわけではないんです。早急過ぎるんじゃないか。十分喫煙者の皆さんにそういう配慮をしながら、お金がかかるからダメなのか、むしろ、そういう状態の人もしっかりと話し合いをされてここに至ったのかどうか、再度お尋ねいたします。

それから、鳥の関係でございますが、やはり何と云っても、早期の連絡体制が絶対必要条件と思われま。あつてはならないことではございますけれども、万が一こういう事態になりましたら、ぜひ早急な対応をお願いするものでございます。

それから、結びになりますが、第2次の財政基本方針でございますけれども、私は、先ほども冒頭申しましたように、ここまでよく書類をつくっていただけたなど、着手されたなど。ただ、残念ながら、平成16年8億200万円、平成17年は積立金の取り崩しが2億1,110万円、普通の民間会社であれば、基金を取り崩した事業計画なんていうのは、当初から絶対あり得ないんですよ。こういう事態になったらどうするのか。少なくとも、人員整理や、みずからのそういう補填策、これらに向けて、当該年度から長期スパンをもってきちんとした計画を立てなければならないのが民間の企業組織です。残念ながら、これは平成17年度以降まだ埋まってないんですよ。

ですから、この問題については、ぜひ、若狭町長さん初め職員の皆さんに英知を絞ってもらって、頑張っていただかなければならない事態に陥っておると思います。どうかみんなで力を合わせて難局を乗り切っていただきますようお願いを申し上げ、3回目の質問とさせていただきます。

議 長
町 長

町長。

私からお答えをさせていただきます。

まず、1点の国定公園の町民に対する周知の徹底であります。先ほど来から答弁がございましたとおり、期成会が発足いたしましてから、もう20年もたっているのであります。ここに来て、ようやく実現ができるのかなというときを迎えたわけです。

公園法という法律がございます。公園とは、現在の道立公園、さらにはまた国定

公園、さらにはまた国立公園という種類がございます。なぜ国定公園というものを要望するかといいますと、先ほど来からお話ございましたとおり、一つの昇格であります。道立自然公園から国定公園になるというメリットにつきましては、先ほども担当課長からありましたけれども、財政的には、今の現行の道立の整備に当たりましては、厚岸町と北海道で公園内の施設整備をいたします。国定公園になりますと、北海道と国が整備をしてくれるのであります。財政的にも大きなウエートを示すわけでありまして、そういう意味において、私は、町長になりましても、厚岸町の大きな課題として、それぞれの関係機関に要請をしてくれている経緯もでございます。

しかしながら、国定公園昇格に当たっての大きなネック、それは、先ほど南谷議員からも指摘がございましたけれども、漁業者との関係でございます。私は、今回の国定公園の指定に当たりまして、まず、この点を十分に配慮をしなければならないという前提のもとで、国定公園化の昇格についての要請をいたしておるところでございます。

これからの協議になりますが、予測される点を言いますと、漁業関連につきましては、今日の道立自然公園の規制と同様であるのではなかろうか。すなわち、第3種特別地域を基本とした国定公園の指定にならなければならない。私自身もそのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらにはまた、町民の周知徹底、そういう点を含めながら、私といたしましても、さらにはまた北海道も、この1年、2年、調査に入るわけでありまして、その中で地域住民と十分に協議を進める予定にも相なっております。そういう点で、町民にも理解が得られてくるのではなかろうか、そのように私は考えておるわけでありまして、厚岸町といたしましても積極的に町民に対する周知をしまいたい、かように考えております。

2番目の受動喫煙であります。

実は、完全禁煙ではございません。分煙であります。といいますのは、庁舎内が禁煙であります。私といたしましては、やはり、たばこを吸う人もおりますので、この点も考えていかなければならないという気持ちもあり、外において、役場敷地内において喫煙コーナーを設けたい。そのように考えておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思っております。

この機会に、町議会議員の皆さん方に関する関係としてお答えをいたしたいと思

いますが、先般、稲井議長さんから喫煙に対する要請がございました。この点につきましても十分に意を踏まえた中で、その問題については対応をしまいたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらにはまた、財政運営基本方針の関係でありますが大変な時代を迎えました。先ほども答弁いたしましたけれども、財政改革案というものを平成14年、15年、16年で何とかし遂げてまいりました。しかしながら、ここに来て、1年前倒しをして、さらに財政改革をしなければならないという事態を迎えた厚岸町の財政であります。

かつては、100億円以上の一般会計の予算を編成した時代もあったわけでありまして。しかしながら、今日はそういう状況ではありません。ただいま上程をいたしております厚岸町の一般会計約86億円、昨年は92億円であります。既に6億円の減額予算に相なっております。これからも、ますますと財政厳しい折は間違いがございません。

私といたしましては、議会の皆さん方、そして町民の皆さん方とこの難局を何とか乗り切り、21世紀のすばらしい厚岸町を建設してまいりたい、そういう決意であります。予算においても、今後とも身の丈に合った予算編成をしていかなければならない、そういう厳しい時代を迎えての、将来に向かっての、平成16年から20年までの5カ年、毎年6億円の財源捻出をしなければならないという財政改革案でありますことをご理解をいただきたいと存じます。

最後になりますが、高病原性鳥インフルエンザ、今日の大きな社会問題になっておるわけでございまして、厚岸町においても、いつその対象になるかわからない全国的な流れがあるわけでありまして、その中で、やはりBSEと同様であります。風評被害というものが怖いわけでありまして。厚岸町といたしましても、関係機関と連携をとりながら、万全な体制、そして、仮に起きたとするならば、その対策も速やかに講じる体制をつくっていかなければならない、そのように考えておりますことをご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長 以上で、3番、南谷議員の一般質問を終わります。

(「答弁漏れがあるんですが」の声あり)

議長 答弁漏れですか、いいですよ。

3 番

質問漏れです。すみません。

役場の庁舎内でのという場合、例えば、1回目をお願いしたんですが、病院、学校、それから庁舎、それぞれの施設での禁煙体制を4月1日からどのようにするのか、これについてお答えをいただけてないので。

といいますのは、少なくとも、役場の職員だってたばこを吸う人がいれば、学校の先生だっているだろう、その人たちは4月1日からそれぞれどうされるのか。老人ホームだってあるだろう。それぞれの施設、皆さん方、たばこをそれぞれがどうされるのか。各施設についてそれぞれ聞きたいので、その辺についてしっかりお願いしたいと思います。

議 長

総務課長、答弁してください。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

学校関係の方は教育委員会の方からお答え願えることといたしまして、町長部局で持っている施設関係についてお答え申し上げたいと思います。

町の持っている施設、役場庁舎のほか、それぞれの事務所、あるいは集会所等々ございます。3月号の広報紙で基本的なことは流させていただきましたけれども、すべて全面禁煙、施設内の禁煙というような措置をとらせていただきたいという内容のものでございます。

ただ、デイサービスと特別養護老人ホームでございますけれども、こちらの方につきましては、車いすで通われていらっしゃる方等々がございまして、いわゆる移動して建物の外に出るとか、そういった部分での喫煙管理といいましょか、そういった部分が難しいというようなことがございまして、この2カ所につきましては施設内での分煙を行っていく。従来も取り組んできておりますけれども、その分煙をさらに進めていくというようなことで、当面進むことにいたしております。

議 長

教育長。

教 育 長

町内の小・中学校の取り組みでございますが、3月10日付、小・中学校の施設内禁煙についてお願いをしております。将来的には敷地内禁煙を目指しますが、PTA等の行事等もございます。できれば、1年間かけてその辺ご理解をいただきたいというふうに思っております。

そしてまた、児童・生徒の喫煙に対する教育も学校というのは担っているわけですから、その点を考慮して、教職員にはできるだけ玄関わきでたばこを吸うような

議 長	ことのないようお願いをしているところでございます。 以上です。 3番さんに対する答弁漏れの答弁を終わります。 ここで暫時休憩をいたします。	休憩時刻 16時37分
議 長	再開いたします。	再開時刻 16時37分
議 長	本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議 ありませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。	延会時刻 16時37分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員